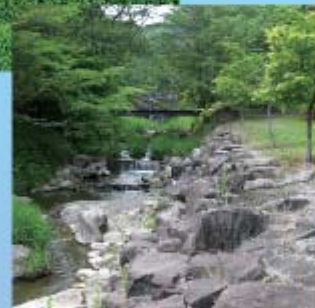




大井川が育む  
みどり豊かな自然と共生する  
資源循環型のまち  
しまだ



# 第2次島田市環境基本計画



平成25年3月  
島田市

## はじめに

島田市は、市内を貫流する大井川の恵みのもと、豊富な森林資源、美しい茶畑の景観など、豊かな自然環境を有しており、こうした自然環境と調和した都市・文化の発展を続けてまいりました。

しかしながら、今日の情勢は、地球温暖化や資源エネルギーの枯渇、生態系の破壊といった地球規模の環境問題に直面しています。

このような問題を解決するためには、私たち一人ひとりが価値観や生活スタイルを転換し、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

そのような中、本市では、平成 15 年 3 月に計画期間を 10 年間とする島田市環境基本計画を策定し、各種環境施策を展開してきました。

今回、新たに策定した「第 2 次島田市環境基本計画」では、これまでの環境施策をさらに発展させ、本市の良好な環境を次世代に継承していくため、決意を新たに環境の保全及び創造に向けた取組を推進してまいります。

本計画の策定に当たっては、市民参画を基本理念とし、市民・事業所・中学生アンケートの実施、島田市環境市民会議の開催、市民意見の公募など、市民の皆様からの意見を反映した計画づくりに努めてまいりました。

今後は、本市が目指すべき望ましい環境像「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまち しまだ」の実現に向け、市民・事業者の皆様との連携・協働により、積極的な取組を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました島田市環境審議会及び島田市環境市民会議の委員の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

島田市長 桜井 勝郎



## 第2次島田市環境基本計画

～大井川が育む みどり豊かな自然と共生する 資源循環型のまち しまだ～

● 第1章 計画の基本的事項	1
第1節 第2次島田市環境基本計画の構成	2
第2節 計画策定の背景	3
第3節 基本的事項	4
● 第2章 望ましい環境像と基本目標	7
第1節 基本理念	8
第2節 望ましい環境像	8
第3節 基本目標と将来イメージ	9
● 第3章 望ましい環境像を実現する取組	11
第1節 取組の体系	12
第2節 取組の方向ごとの施策・取組内容	13
1 自然環境の保全	
1-1 川や水を守る	14
1-2 森林を守る	16
1-3 農地を守る	18
1-4 自然とのふれあいや多様な生き物を守る	20
2 生活環境の保全	
2-1 公害対策を進める	22
2-2 きれいな水を守る	24
2-3 きれいな空気を守る	26
2-4 静かな環境を守る	28
2-5 有害化学物質対策を進める	30
3 資源循環の推進	
3-1 3Rでごみを減らす	32
3-2 ごみを正しく処理する	34
3-3 ごみのないまちづくりを進める	36
3-4 グリーン購入・地産地消を進める	38
4 地球環境の保全	
4-1 地球温暖化対策を進める	40
4-2 省エネルギーを進める	42
4-3 再生可能エネルギーの利用を進める	44
4-4 低炭素型まちづくりを進める	46
5 環境教育・環境保全活動の推進	
5-1 環境教育・環境学習を充実させる	48
5-2 環境情報を発信する	50
5-3 環境保全活動を活発にする	52

## 第2次島田市環境基本計画

～大井川が育む みどり豊かな自然と共生する 資源循環型のまち しまだ～

### ● 第4章 計画の推進 ..... 55

第1節	計画の推進体制	56
第2節	計画の進行管理	58
第3節	環境保全活動を促進するための制度	60
第4節	その他の計画の推進方法	61

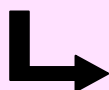
### ● 資料編 ..... 63

資料1	計画策定の経緯	64
資料2	委員名簿	65
資料3	諮問・答申文	67
資料4	島田市環境基本条例	68
資料5	アンケート調査結果の概要	70
資料6	用語解説	81

右上に★印のついた用語は、資料編の「資料6 用語解説」にその説明を掲載しています。なお、同じ用語が1ページに2回以上使われている場合は、最初に掲載されている用語に★印をつけ、それ以降の用語には★印を省略しています。

【例】

悪臭★



#### ■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型7公害の1つになっている。



野守の池



# 第1章 計画の基本的事項

平成 15 年3月に「島田市環境基本計画」を策定してから 10 年が経過しました。  
この 10 年で島田市の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。  
ここでは、「第2次島田市環境基本計画」を策定する背景や、計画の位置づけ、計画の期間など、計画の概要となる基本的事項を示します。



蓬莱橋

## 第1節 第2次島田市環境基本計画の構成

第2次島田市環境基本計画は、以下のような4章及び資料編により構成します。

### 第1章 計画の基本的事項

- ◆計画策定の背景
- ◆基本的事項（目的、位置づけ、期間、環境の範囲、対象地域、推進主体と責務）

- ❖ 計画策定の背景、計画の目的と位置付け、期間、対象とする環境の範囲、対象地域、推進主体と責務などについてまとめます。

### 第2章 望ましい環境像と基本目標

- ◆基本理念
- ◆望ましい環境像
- ◆基本目標と将来イメージ

- ❖ 島田市環境基本条例の基本理念を踏襲して掲げます。
- ❖ 島田市が目指すべき将来の望ましい環境像を定め、それを実現するための基本目標を示します。

### 第3章 望ましい環境像を実現する取組

- ◆取組の体系
- ◆取組の方向ごとの施策・取組内容  
（環境の現状と課題、数値目標、市の施策、市民の取組、事業者の取組、重点取組）

- ❖ 基本目標ごと環境の現状・課題、取組の方向や各主体の具体的な取組を示します。
- ❖ 目標をわかりやすく示すため、数値目標を設定します。
- ❖ 優先的・重点的に取り組むべきものについて、重点取組としてまとめます。

### 第4章 計画の推進

- ◆計画の推進体制
- ◆計画の進行管理
- ◆環境保全活動を促進するための制度
- ◆その他の計画の推進方法

- ❖ 計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理についてまとめます。
- ❖ 数値目標などによる進捗状況の把握・公表について位置づけます。

### 資料編

- ◆計画策定の経緯
- ◆委員名簿
- ◆諮問・答申文
- ◆島田市環境基本条例
- ◆アンケート調査結果の概要
- ◆用語解説

- ❖ 計画策定の経緯、委員名簿、諮問・答申文、環境基本条例条文のほか、平成23年度に実施したアンケート調査結果の概要、本文中の難しい用語の解説などを収録します。

## 第2節 計画策定の背景

### 1 環境問題の解決のために必要なこと

今日の地球温暖化<sup>\*</sup>に代表される環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増しています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因しており、私たち自身が加害者であり被害者でもあるといえます。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

### 2 島田市環境基本計画(第1次計画)の策定

本市では、平成13年3月に「島田市環境基本条例」を定め、平成15年3月に「島田市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画では、地域の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢を明確にするとともに、具体的な行動を起こしていくための様々な取組を掲げました。

### 3 合併を踏まえた第1次計画の改訂

計画策定後、旧金谷町（平成17年5月5日合併）、旧川根町（平成20年4月1日合併）と合併して新島田市が誕生しました。新市になって保全・継承すべき環境資源が増加したこと、第1次計画の策定後5年が経過したことから、平成21年3月に中間見直しを実施し、環境基本計画第3章の一部改訂を行いました。

### 4 環境管理システムの構築

本市では、事業者としての温室効果ガス排出量の削減を推進するため、「島田市地球温暖化対策実行計画<sup>\*</sup>」を策定しています。また、温室効果ガス排出量の削減をさらに促進するため、平成21年1月に本庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、「エコアクション21<sup>\*</sup>」を認証取得しました。その後、中間審査、更新審査に併せて段階的に範囲を拡大し、平成25年1月には、対象となる全ての施設を認証・登録範囲としています。

環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、エコアクション21の着実な推進と円滑な運用を図るため、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検・評価、Action：見直し）により、継続的な改善を図っています。

### 5 新たな第2次計画の策定へ向けて

第1次計画の策定以降、地球温暖化対策や循環型社会<sup>\*</sup>の実現、生物多様性<sup>\*</sup>の確保、環境教育の推進などに向けた法令整備や計画策定が進むなど、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、平成21年6月には富士山静岡空港が開港し、平成24年4月には新東名高速道路の島田金谷ICが供用開始されるなど、社会環境も大きく変化しています。

そこで、このような社会動向の変化や新たな課題などに対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、第1次計画の計画期間が終了する平成24年度末に、新たな「第2次島田市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定することとなりました。

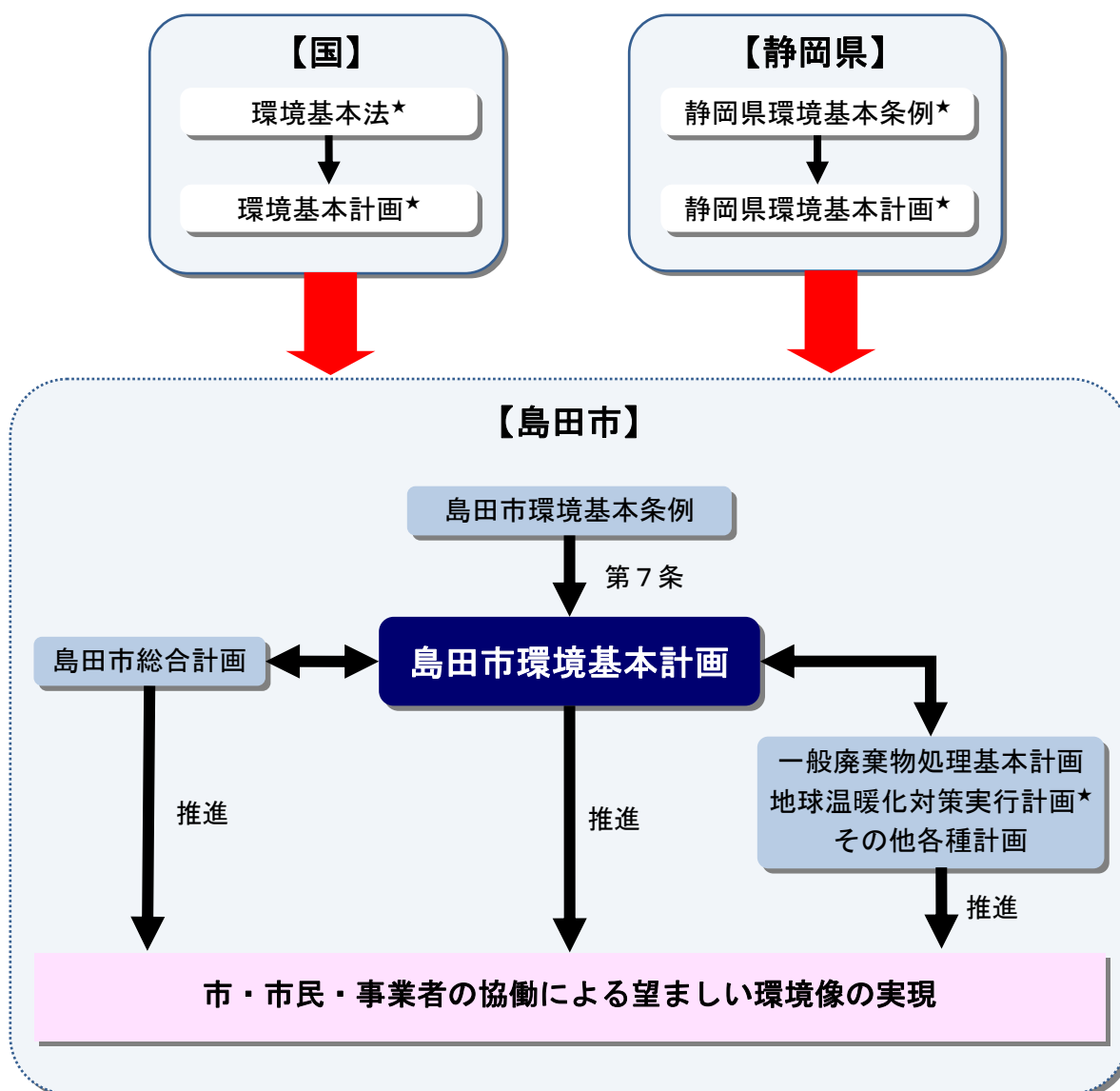
## 第3節 基本的事項

### 1 計画の目的と位置づけ

本計画は「島田市環境基本条例」の第7条に基づいて策定するもので、市民・事業者・市それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら取組を推進することを目的としています。

また、「島田市総合計画」（平成21年度～平成30年度）の基本構想に掲げられている将来都市像「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

本市が進めている各種計画や事業などについては、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を尊重していきます。なお、国や県の環境施策の動向にも配慮するとともに、本市が国や県、その他の自治体などと連携を取りながら進めていく施策や事業の方針についても示すものとします。

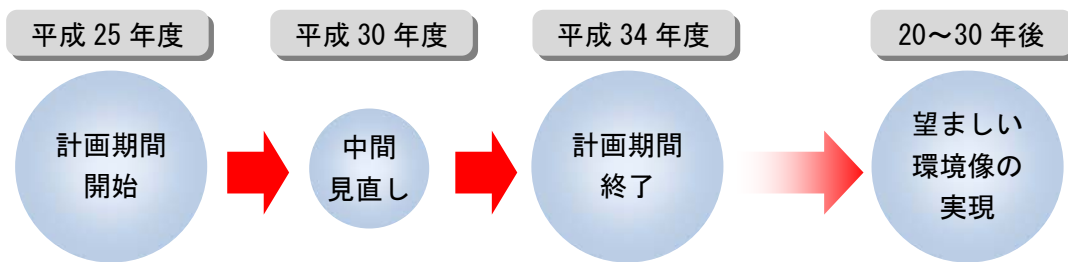




## 2 計画の期間

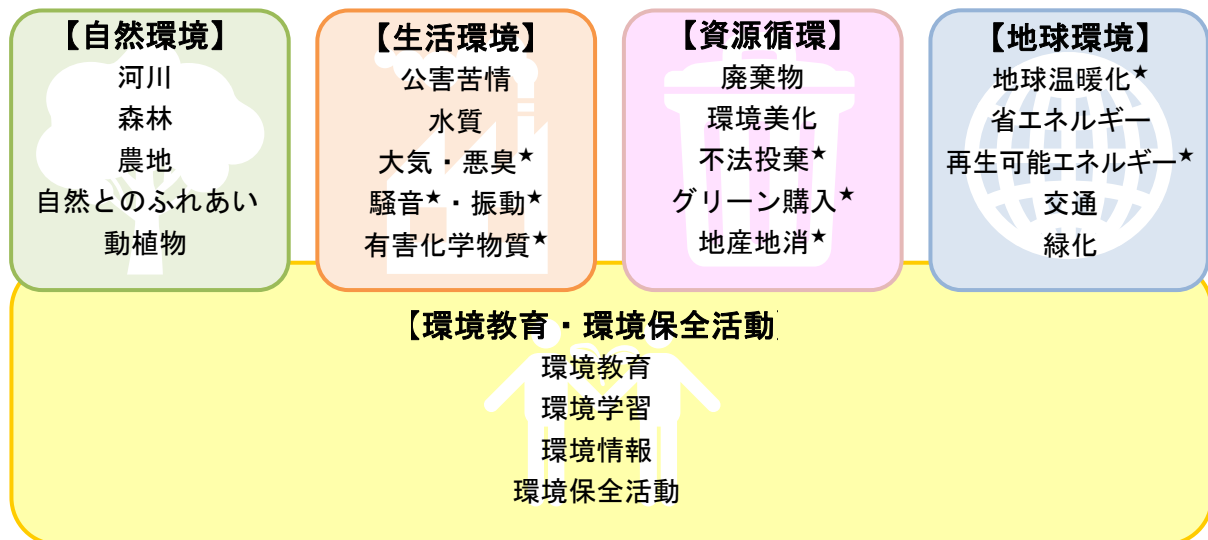
計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。ただし、本計画は 20～30 年後に実現させたい環境像を「望ましい環境像」として設定しており、その実現のために計画期間の 10 年間に実施していく施策や取組の基本的方向性を示しています。

また、社会経済及び環境の状況の変化や、計画の進捗状況並びに他の計画などとの整合を図るため、平成 30 年度に中間見直しを行います。



## 3 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境分野を自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動に分け、さらにその各分野に含まれる環境の範囲を以下のとおりとします。



## 4 計画の対象地域

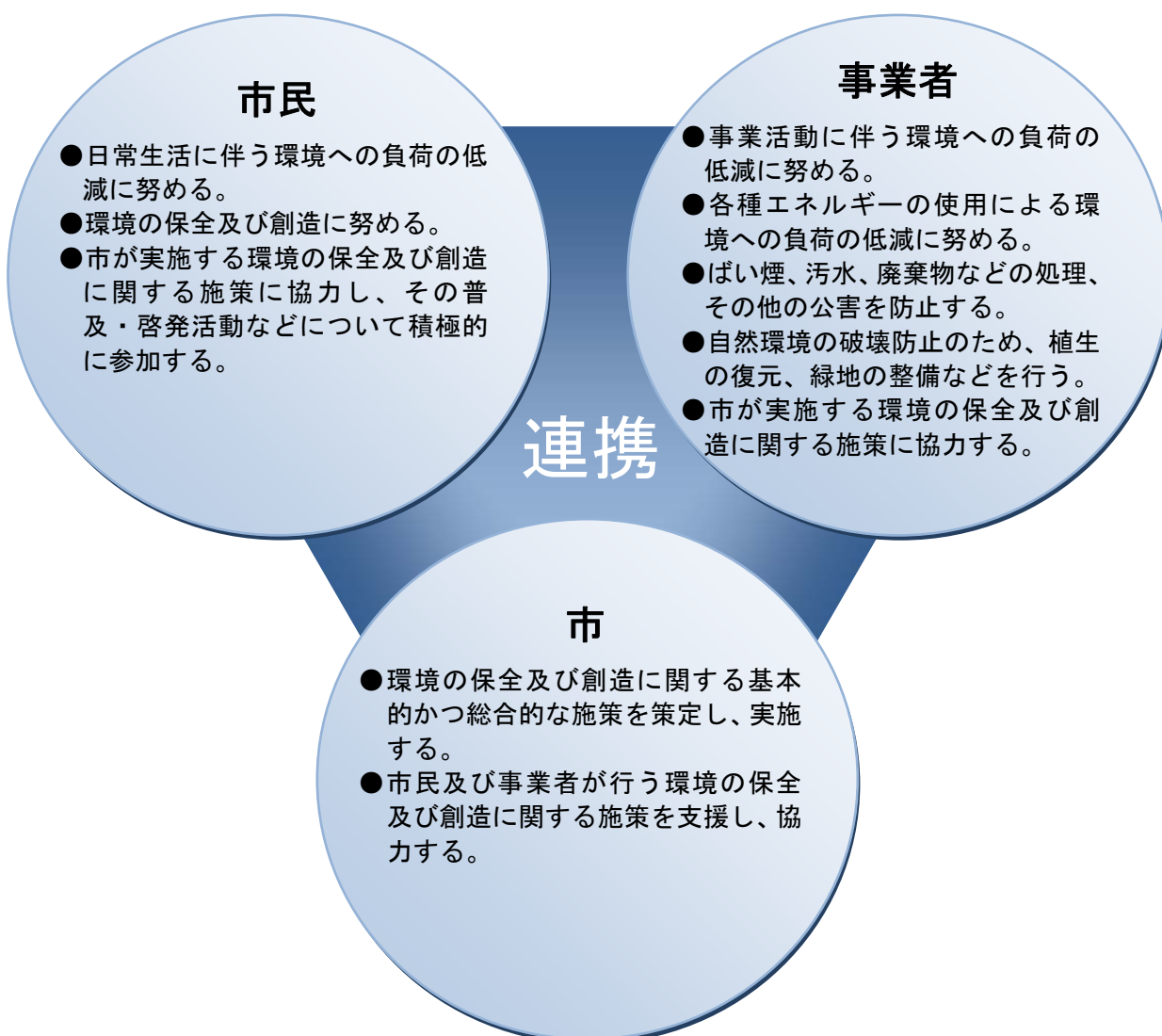
計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、地球温暖化\*や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。



## 5 計画の推進主体と責務

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。

各主体は、島田市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。



## 第2章 望ましい環境像と基本目標

ここでは、環境に対する基本的な価値観や目的を示した「基本理念」、20～30年後に実現させたい島田市の「望ましい環境像」を実現するための5つの「基本目標」とそのイメージなどを示します。



桜トンネル（川根町家山）



## 第1節 基本理念

基本理念とは、環境に対する基本的な価値観や目的のことをいいます。

本計画の基本理念は、「島田市環境基本条例」の第3条に掲げられている基本理念と共通とします。

### 島田市環境基本条例の基本理念

- すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。
- すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

## 第2節 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、本市がこれからどのような環境を目指して取組を進めていくのかを示す長期的目標であり、20～30年後を想定しています。

本来、本計画の期間は10年間であるため、10年後を目標とするべきですが、環境問題の解決は自然の移り変わりに左右されるだけでなく、私たちのライフスタイルの変革によって成し遂げられるものです。このため、短期間で急激に環境を変化させることは難しいと考えられるため、20～30年後という長期的な視野で取組を進めていきます。

### 20～30年後の望ましい環境像

大井川が育む みどり豊かな自然と共生する  
資源循環型のまち しまだ



## 第3節 基本目標と将来イメージ

ここでは、望ましい環境像の実現を図るため、5つの分野ごとに設定した基本目標を示すとともに、基本目標の実現とはどのようなものかを具体的に思い浮かべることができるよう、20～30年後の島田市の環境を「将来イメージ」として表します。

10年間で実施する計画中の施策や取組により、できる限り早い段階で将来イメージを現実のものとするよう努めていく必要があります。

### 1 自然環境の保全

本市は、大井川に代表される河川や森林など、豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然は、私たちの暮らしや産業の基盤となっているだけでなく、多様な生き物を育む貴重な資源となっています。そのため、自然環境を将来にわたって保全し、生物多様性\*の確保に努めていきます。



#### 将来イメージ

- \* 四季を身近に感じられ、自然とのふれあいを楽しめる場所がたくさんある。
- \* 大井川をはじめとした川では、魚や鳥など多様な生き物が生息しており、子どもたちも川遊びを楽しんでいる。
- \* 歴史を感じる自然景観が残されているとともに、各所でホテルが見られ、訪れる人が帰りたくなるような懐かしい環境が再生されている。
- \* 里地里山では耕作放棄地が減少し、木漏れ日の美しい森林、色鮮やかな葉が風にそよぐ広葉樹の植林、茶畑などの景観が広がり、みんなで農作業や余暇を楽しんでいる。
- \* 都市部では、近代的建築物と緑のバランスがとれた美しい景観が広がっており、まちなかにも清流の親水空間が整備されている。
- \* 残したい自然と利用したい自然のバランスがとれ、山野の動植物と人の生活の調和が図られている。

### 2 生活環境の保全

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいで、不快な音や臭いがせず、かつ有害化学物質\*による影響がない安全な環境づくりが必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、安全・安心な生活環境の保全に努めていきます。



#### 将来イメージ

- \* 下水道や合併処理浄化槽\*の普及拡大により、中小河川が浄化されている。
- \* 大井川及び支流の水を汚すような行為をせず、香りの良いアユが育つ清く美しい水環境になっている。
- \* 水や空気がきれいで、住みやすい生活環境が確保されている。
- \* 有害化学物質対策なども万全で、安心して安全に住める環境が整っている。

### 3 資源循環の推進

「ごみになるものを減らす」「ごみに出す前に再利用の方法を考える」「再資源化に協力する」そんな市民の3Rの取組を市・事業者が協力・支援するしくみづくりや、地産地消<sup>★</sup>、グリーン購入<sup>★</sup>を促進するなど、循環型社会<sup>★</sup>の構築を目指します。



#### 将来イメージ

- ＊ ごみの減量や資源化が進み、循環型社会の構築に向けて、市民自らが自覚を持って行動している。
- ＊ 各家庭で生ごみの堆肥化が当たり前になり、生ごみが排出されなくなっている。
- ＊ ごみの分別が徹底され、環境に配慮した商品を取り扱う事業者が増加している。
- ＊ 一人ひとりがマナーやルールを守り、ごみのポイ捨てや不法投棄<sup>★</sup>がなく、清掃活動をしなくてもよいほどきれいな街並みになっている。
- ＊ 地産地消の推進により、食卓には地元のおいしい農産物が並んでいる。

### 4 地球環境の保全

私たちの暮らしや事業活動が地球環境に影響を与えていることを、市民一人ひとりが自覚し、地球温暖化<sup>★</sup>防止につながる取組を積極的に実践するまちを目指します。



#### 将来イメージ

- ＊ 太陽光や小水力などの発電をはじめ、再生可能エネルギー<sup>★</sup>の利活用が進んでいる。
- ＊ エネルギーの自給自足ができていくだけでなく、エネルギーの供給地となっている。
- ＊ 家庭や事業所の屋根などには太陽光発電が積極的に導入されている。
- ＊ 化石燃料に頼らない生活を目指し、市民全員が省エネルギーに取り組んでいる。
- ＊ 全ての事業者が環境マネジメントシステム<sup>★</sup>を導入している。
- ＊ 河川や水路の豊かな水を活用し、爽やかな風がそよぐクールスポットを積極的に創り出している。

### 5 環境教育・環境保全活動の推進

島田市の環境の現状を知り、望ましい環境のあり方を考えるため、環境教育や体験学習を積極的に実施し、市・市民・事業者のそれぞれが主体的に、そして協働しながら環境保全に取り組むまちを目指します。



#### 将来イメージ

- ＊ 子どもから大人まで多くの市民が環境教育・環境学習に積極的に取り組み、環境保全活動が生活の一部となっている。
- ＊ 学校での環境教育が充実し、子どもたちの環境を大切にする心が育まれている。
- ＊ 学校や地域には身近な動植物とふれあうことのできる場所が増え、環境教育の場として活用されている。
- ＊ 周辺市町との協力・協働により、環境保全に取り組んでいるとともに、グリーンツーリズムの拠点となっている。

## 第3章 望ましい環境像を実現する取組

環境の現状と課題を踏まえ、今後、市が行う施策や、市民団体を含む市民及び事業者がどんな取組をするべきかを示すとともに、目標の達成状況を表わす数値目標を設定します。

市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たし、協働で取組を推進することにより、島田市の望ましい環境像の実現を目指します。



大井川



# 第1節 取組の体系





## 第2節 取組の方向ごとの施策・取組内容

### 「第3章 望ましい環境像を実現する取組」の見方

#### ①基本目標

1    △△△△△△△△

望ましい環境像を実現するため5つの基本目標を示しています。

#### ②取組の方向

1-1   △△△△△△△△

基本目標に基づく取組の方向を示しています。

#### ③環境の現状と課題

■△△△△△△

❖ .....  
.....  
.....

取組の方向ごとの環境の現状と課題をまとめています。

代表的な指標を選び、現状値（平成23年度）、中間目標（平成29年度）及び最終目標（平成34年度）の数値目標を示しています。

#### ④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
△△△△△△△△	△△	△△	△△
△△△△△△△△	△△	△△	△△
△△△△△△△△	△△	△△	△△

#### ⑤市の施策

■△△△△△△

市の施策として実施を予定しているものを掲載しています。◎印は重点取組を示しています。

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
△△△△△△ ◎	.....	△△課
△△△△△△ ○	.....	△△課

【再掲△-△】は、取組の方向△-△に同じ取組を再掲していることを示します。

#### ⑥市民の取組

◎ .....  
○ .....  
○ .....  
○ .....  
○ .....

【再掲△-△】

市民の取組の事例を掲載しています。◎印は重点取組を示しています。

#### ⑦事業者の取組

◎ .....  
○ .....  
○ .....  
○ .....

【再掲△-△】

事業者の取組の事例を掲載しています。◎印は重点取組を示しています。

**①基本目標**

**1 自然環境の保全**

**②取組の方向**

**1-1 川や水を守る**

**③環境の現状と課題**

**■水利用**

- ❖ 本市の生活・農業・工業用水は、表流水及び地下水を水源としています。給水人口の減少により、市全体の年間配水量は減少傾向が続いていますが、今後も節水の徹底や雨水の再利用に努め、市・市民・事業者が一体となって水資源の有効利用を図っていく必要があります。

**■河川**

- ❖ 市内には、一級河川の大井川やその支流をはじめとする多くの河川があります。これらの河川は、動植物の生息・生育場所として重要な役割を果たしていることから、河川環境を維持・向上させるために適切な管理を行っていく必要があります。
- ❖ 上流部にダムが多いこともあり、大井川の流量は季節によって変動が大きく、水量の減少により河川の自浄能力の低下と生態系への影響が懸念されます。そのため、流域市町と連携し、流量の確保を目指していく必要があります。



大井川の流れ

**■地下水**

- ❖ 本市では、塩水化などの地下水障害は発生していませんが、地下水は一度汚染されると回復が非常に困難であり、下流域ほど被害が拡大するため、市町の広域連携による未然の保全対策が求められます。
- ❖ 市街地では宅地や道路などの整備により、地表がコンクリートやアスファルトで覆われているため、雨水浸透施設の設置を進め、浸水被害の防止とともに地下水の涵養を推進していく必要があります。

**④数値目標**

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
上水道有収率*	82.1%	90.0% (H30)	(注1)
河川愛護団体数	15 団体	20 団体 (H30)	(注1)
雨水浸透施設設置助成件数 (累計)	352 件	430 件	500 件

注1 中間見直し時 (H30) に設定します。

## ⑤市の施策

### ■水利用

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
節水の推進	◎ 節水の啓発に努めるとともに、水資源を有効利用するために有収率★の向上を図ります。	水道課

### ■河川

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
自然に配慮した水辺づくり	○ 多自然型工法★などの自然に配慮した水辺づくりの調査・研究に努めます。	建設課
協働による水辺環境の保全	○ 県によるリバーフレンドシップ制度★などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進します。【再掲5-3】	建設課
河川・水路の水量の確保	◎ 流域市町との広域的な連携を図り、大井川の流況改善について調査・研究を行い、流量の増加を目指します。	企画調整課

### ■地下水

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
地下水の適正利用	○ 大井川地域地下水利用対策協議会に参加し、広域連携による地下水利用の適正化を推進します。 ○ 地下水位・塩水化の監視を実施し、地下水障害の発生防止に努めます。	環境課
雨水浸透施設設置の推進	○ 地下水を涵養するため、雨水浸透施設の設置を推進します。	都市計画課

## ⑥市民の取組

- ◎ 家庭での節水や水の再利用に努めます。
- 河川清掃や美化活動に参加・協力します。【再掲 5-3】
- 雨水浸透ます★などの設置により、雨水の地下浸透を促します。
- 雨水貯留槽★を設置し、散水などの雨水の再利用を進めます。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 工場・事業所での節水や水の再利用に努めます。
- 河川清掃や美化活動に参加・協力します。【再掲 5-3】
- 地下水の揚水量を削減するなど、地下水の適正利用に努めます。
- 雨水浸透ます★などの設置により、雨水の地下浸透を促します。
- 雨水再利用施設の導入を進めます。



①基本目標

1 自然環境の保全

②取組の方向

1-2 森林を守る

③環境の現状と課題

■森林

- ❖ 本市の林野率（市域に占める林野の割合）は66%（全国平均：67%、静岡県平均：64%）であり、市北部を中心に豊富な森林資源が残されています。
- ❖ 森林は、生物多様性★の保全や二酸化炭素の吸収、水源涵養、土砂災害の防止など、多面的な機能を有しており、その潜在的な価値は非常に大きなものがあります。しかし、近年では、林業の停滞により、管理の行き届いていない森林（人工林・竹林など）が増大しており、従事者の高齢化や木材価格の低迷などへの対策が求められます。
- ❖ 森林の持つ多面的な機能を今後も維持していくため、間伐★や下草刈り、竹林の伐採など、森林の適正管理を図っていく必要があります。



豊富な森林資源

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
森林間伐面積	107ha	120ha	(注1)

注1 中間見直し時（H30）に設定します。

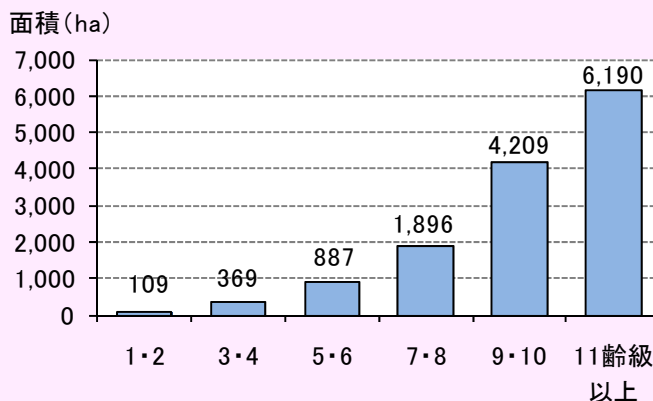
コラム

成熟している森林資源

本市の森林面積は20,902ha（民有林20,030ha、国有林872ha）であり、総面積の約66%を占めています。

民有林20,030haのうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積は13,659ha（人工林率68%）であり、大きな割合を占めています。

人工林の約76%は40年生以上と、資源として成熟しており、積極的な利用が望まれますが、最近の林業を取り巻く状況は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業従事者の減少などに起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞している状況にあります。



民有林・人工林の年齢別面積  
注)1年齢級は1～5年生、2年齢級は6～10年生



## ⑤市の施策

### ■森林

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
総合的な森林管理	○ 島田市森林整備計画に基づき、計画的な森林の保全・整備を行います。	農政課
森林の適正管理	◎ 山林を適正に管理するため、山林所有者などに対して必要な支援を行います。 ◎ 間伐★や下草刈り、放置竹林の伐採などによる森林の維持管理活動への支援を行います。 ○ 保水力があり多様な生物を育む樹種への転換を進めます。	農政課
竹・間伐材の利用促進	○ 森林整備により発生する間伐材などの利用促進を図ります。 ○ 間伐材搬出奨励事業費補助制度の利活用を促進します。	農政課

## ⑥市民の取組

- ◎ 放置竹林の伐採や下草刈りなどの森林管理に参加・協力します。
- ◎ 地域での里山整備に参加・協力します。
- 地元の木材を使用した木製品の利用を図ります。
- 木質資源をエネルギーとして活用します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 所有林の維持管理を責任持って行います。
- ◎ 林業後継者の育成・確保に努めます。
- 広葉樹への転換を進めます。
- 地元の木材や木製品を積極的に活用・販売します。
- 竹・間伐材の利用を進めます。
- 木質資源をエネルギーとして活用します。



## コラム

### 木材需要促進対策奨励金

本市では、木材利用を促進し、森林環境の保全を図るとともに、木材需要の喚起による林業・木材業・建築業などの地域経済の活性化のため、「大井川流域産材」を主として使用した木材住宅を新築する個人に対して、奨励金として市内だけで使用できる島田市金券を支給しています。なお、大井川流域産材とは、大井川流域（島田市、川根本町及び静岡市井川地域）において生産され、かつ、県内で加工された木材であって、県産材販売管理票で証明されたものをいいます。

①基本目標

1 自然環境の保全

②取組の方向

1-3 農地を守る

③環境の現状と課題

■農地

- ❖ 恵まれた自然環境と長年培われた技術を生かし、茶、水稲主体の農業を展開しています。特に整然と並ぶ茶畑の緑は、本市を代表する景観となっています。
- ❖ 農地は農産物の供給に限らず、生物多様性<sup>★</sup>の保全や良好な景観の形成など、様々な役割を担っていますが、近年では農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低迷などへの対策が求められます。
- ❖ 耕作放棄地が増えていることから、国・県・市の補助制度を活用し、地域の担い手による再生利用事業を支援していく必要があります。
- ❖ 食の安全性や地域の環境保全がより重要視されるようになってきているため、化学肥料や農薬の使用を抑えた環境保全型農業<sup>★</sup>の推進により、環境への負荷を低減していく必要があります。



大井川流域の水田地帯

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
耕作放棄地面積	16.3ha	15.1ha	14.1ha
認定農業者 <sup>★</sup> 数 (累計)	384人	450人 (H30)	(注1)
エコファーマー <sup>★</sup> 認定者数 (累計)	55人	61人	66人

注1 中間見直し時 (H30) に設定します。

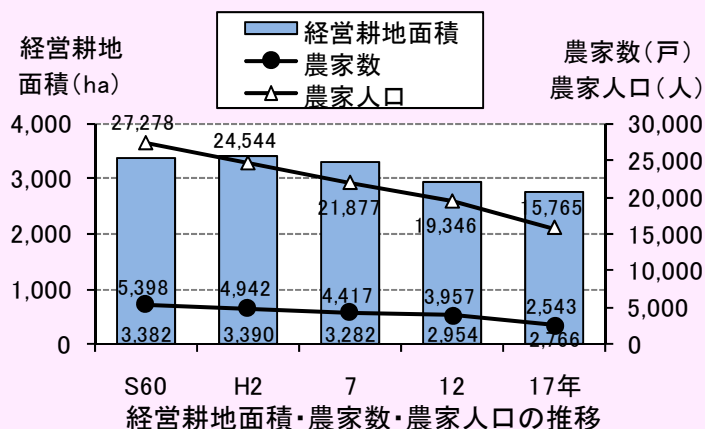
コラム

全国的な傾向と同じく、本市の農業も就業者数の減少や兼業化、高齢化、それに伴う耕作放棄地の増加などの問題を抱えています。

平成17年の経営耕地面積は2,766ha、農家数は2,543戸、農家人口は15,765人であり、いずれも減少傾向が続いています。

注)H12、H17は販売農家のみを集計

減少する農地



## ⑤市の施策

### ■農地

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
総合的な農業振興	○ 島田市農業振興地域整備計画に基づき、農地を保全し、計画的な農業の振興を図ります。	農政課
農業の担い手の育成	◎ 農業経営の複合化を支援し、農業の担い手を育成します。 ◎ 新規就農を促進するための支援や給付金の支給を行います。	農政課
耕作放棄地の再生	◎ 耕作放棄地の再生を支援します。 ◎ 耕作放棄地を活用した市民農園★を整備し、農作業体験の場とします。	農政課 農業委員会
環境保全型農業の推進	○ エコファーマー★の育成、有機農業の拡大など、環境に配慮した環境保全型農業★を推進します。	農政課
世界農業遺産への登録	○ 生物多様性★を保全するため、茶畝に茶草を入れる伝統的な茶草葉農法を守り、世界農業遺産への登録を推進します。	農政課
農業に関する情報の発信	○ 農業についての認識を深めるため、農業に関する情報を発信します。	農政課

## ⑥市民の取組

- ◎ 市民農園の利用を進めます。
- 農作業体験に参加します。
- エコファーマー認定の農産物を優先的に購入します。
- 家庭菜園などでの農薬や化学肥料の適正利用を図ります。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 農業後継者の育成・確保に努めます。
- ◎ 担い手への利用集積により、耕作放棄地の発生を防ぎます。
- 農地の適正管理に努めます。
- エコファーマーの認定を取得します。
- 農薬や化学肥料の適正利用を図ります。
- 環境保全型農業の知識を深め、実践します。



## コラム

### エコファーマー制度とは？

農業者が堆肥などによる土づくり、有機肥料の使用、農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の導入計画を作成し、知事の認定を受けるもので、この認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。導入計画に基づいて生産された農作物には、エコファーマーのロゴマークを添付することができます。



①基本目標

1 自然環境の保全

②取組の方向

1-4 自然とのふれあいや多様な生き物を守る

③環境の現状と課題

■自然とのふれあい

- ❖ 本市は、山・川の豊かな自然環境に恵まれており、ハイキングコースや水遊びができる場所など、自然とのふれあいの場が数多く存在します。そのため、今後はふれあいの場の整備を推進するとともに、自然とふれあう機会の拡大を図っていく必要があります。
- ❖ 中学生アンケートによると、「動植物とのふれあいの多さ」の満足度が低く、「野山で遊ぶ」、「川に入って遊ぶ」などの野外活動については、「まったくしない」の割合が最も高くなっています。自然とのふれあいは、環境保全意識の育成の場として重要な役割を果たすことから、今後は自然とふれあえる場所の情報提供や子どもたちのニーズに合った自然体験教室の企画・PRなどに努めていく必要があります。



野外活動センター「山の家」

■野生動植物

- ❖ 市内には、ホタルやカワセミなどをはじめ、多様な生き物が生息・生育していますが、絶滅の恐れのある動植物も100種確認されています。将来にわたって生物多様性★を保全していくため、野生動植物の保護・保全を図るとともに、在来生物の生存を脅かす外来生物★への対策が求められます。
- ❖ 耕作放棄地の増加や里山の荒廃などにより、シカやイノシシなどの野生鳥獣が人の生活や農林業へ被害を与えるケースが増えています。生態系や人の生活を守るため、被害状況の調査や被害防止対策を実施するとともに、野生鳥獣を適正に管理していく必要があります。



カワセミ

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
自然体験教室の参加者数 (注1)	822人	850人	900人
公園愛護会登録団体数	46団体	50団体	(注2)

注1 移動教室、サタデーオープンスクール★、サマーオープンスクール★の参加者数

注2 中間見直し時 (H30) に設定します。



## ⑤市の施策

### ■自然とのふれあい

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
自然体験教室の開催	◎ 豊かな自然を活用した体験教室（移動教室・サタデーオープンスクール★・サマーオープンスクール★など）を開催します。【再掲5-1】	学校教育課
	○ 青少年育成事業において、地域での自然体験教室を開催します。【再掲5-1】	社会教育課
公園の整備・管理	◎ 地域住民による公園の維持管理（清掃、除草、花壇の整備など）を支援します。	市街地整備課
	○ 地域住民のふれあいの場を創出するため、公園の整備・管理を推進します。	

### ■野生動植物

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
鳥獣被害防止の取組の推進	○ 農林産物に被害を与える野生鳥獣について、被害実態調査を基にした鳥獣被害防止計画の見直しを行い、計画に基づいた被害防止の取組を推進します。	農政課
特定外来生物の啓発	○ 特定外来生物★に関する情報を収集し、市民・事業者に対して啓発を図ります。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 自然体験教室に参加します。【再掲 5-1】
- ◎ 公園の維持管理に参加・協力します。
- 休日は積極的に自然とふれあうようにします。
- 自然とふれあうためのルールを学び、周辺環境の保全に努めます。
- 野外活動施設の活用を図ります。
- 身近な動植物を大切にします。
- 外来生物★に関心を持ち、拡大防止に協力します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 自然とふれあえるイベントを企画します。【再掲 5-1】
- 事業所の緑地やビオトープ★などを自然とのふれあいの場所として、市民へ開放します。
- 市内の環境資源を活用したエコツアー★を企画します。
- 周辺の自然環境に配慮した事業活動を進めます。
- 貴重な動植物を輸入・販売しません。
- 外来生物に関心を持ち、拡大防止に協力します。



①基本目標

2 生活環境の保全

②取組の方向

2-1 公害対策を進める

③環境の現状と課題

■公害苦情

- ❖ 公害苦情には速やかに対応し、解決を図ることが求められます。公害苦情を未然に防止するため、事業所に対しては環境保全協定\*の締結や立入調査、市民に対してはマナーの啓発を図っていく必要があります。
- ❖ 近年では、野焼き\*や近隣騒音\*など、一般家庭が当事者となる苦情が増えており、法令による規制だけでは対応が難しくなっています。そのため、家庭生活に密着した事案については、住民同士や地域内での解決を図っていく必要があります。



油流出事故での吸着マットの敷設

④数値目標

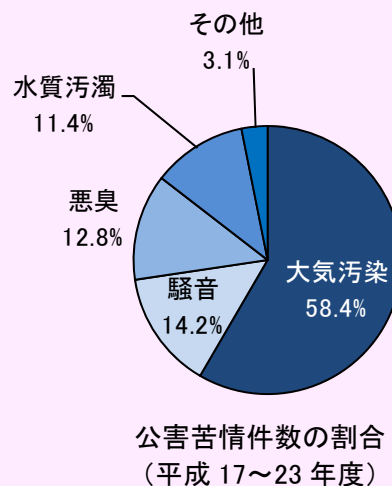
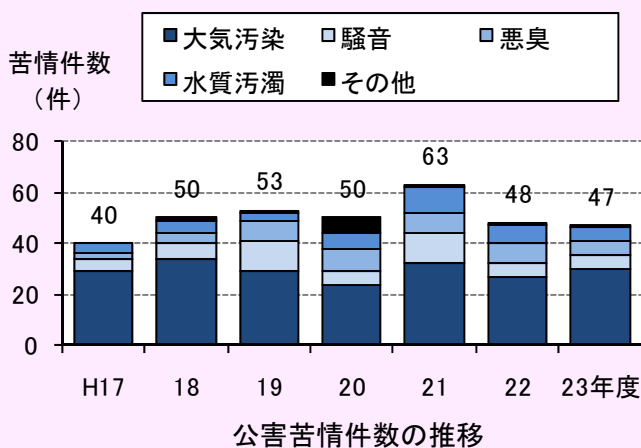
指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
公害苦情件数	47 件	40 件	35 件

コラム

公害苦情件数の推移

本市では、毎年 50 件程度の公害苦情が寄せられています。

公害は、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）と、それ以外の公害とに分けられますが、本市においては、大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁に対する苦情が多い傾向にあります。特に近年では、不適格焼却炉での焼却行為や農地での野焼きなどから発生するばい煙による大気汚染の割合が増加しています。



## ⑤市の施策

### ■公害苦情

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
公害苦情への対応	◎ 公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適切な指導を行います。	環境課
水質事故への対応	○ 国・県と連携した対応体制の確立により、水質事故の拡大防止を図ります。	環境課
環境保全協定の締結	○ 事業者と環境保全協定★を締結し、公害の未然防止を図ります。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 公害が発生しないように努めます。
- ◎ 公害が発生した場合は、被害の拡大を防ぐため、速やかに対応します。
- 公害についての正しい知識を身に付けます。
- 家庭生活と密着した事案については、住民同士や地域内での解決に努めます。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生防止に努めます。
- ◎ 住民から公害苦情が寄せられた場合は、速やかに原因を究明し、対策を講じます。
- 立入調査に協力します。
- 市と環境保全協定を締結します。

## コラム

### 屋外での焼却行為（野焼き）

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により原則禁止されています。

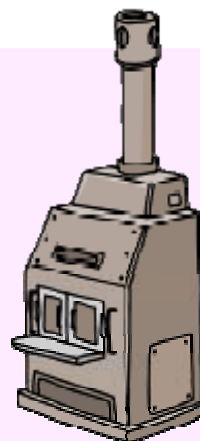
ドラム缶や簡易焼却炉での焼却は、灰や煙が飛散するなど、周囲に迷惑がかかるだけでなく、有害なダイオキシン類が発生する恐れがあります。

本市では、ごみの資源化を目指し、分別収集を推進しています。ごみは焼却せずに、集積場に出すようにしてください。

なお、以下の例外に当たる場合でも、周辺環境を配慮してできるだけ控えてください。

#### 【例外として認められる焼却行為（野焼き）】

- ① 構造基準を満たした焼却炉における燃焼行為
- ② 防災訓練、消防訓練等による燃焼行為
- ③ 農林業者の農林作業に伴う燃焼行為（枯草・枝・害虫駆除・霜害対策等）
- ④ 地域的慣習による催事又は宗教上の儀式・行事に伴う燃焼行為
- ⑤ 日常生活上での軽微なごみの焼却であって、みだりに燃焼させていない場合



①基本目標

2 生活環境の保全

②取組の方向

2-2 きれいな水を守る

③環境の現状と課題

■水質汚濁

- ❖ 市民アンケートによると、「川のきれいさ」の満足度がやや低く、「生活排水による水質汚濁対策」は、重点的に進めていくべき施策の1位に挙げられており、市民の期待度は大きいものがあります。
- ❖ 大井川をはじめ、市内の主要河川は、概ね良好な水質を維持していますが、今後も水質の監視・指導を行い、河川の水質改善を図っていく必要があります。
- ❖ 生活排水・工場排水の対策として、公共下水道の整備を進めるとともに、コミュニティプラント★の老朽化対策や合併処理浄化槽★の普及・適正な維持管理を推進していく必要があります。



きれいな水の家山川

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
大井川の環境基準★ (BOD★) 達成率	100%	100%	100%
市内中小河川の環境基準 (BOD) 達成率	100%	100%	100%
公共下水道普及率	9.9%	11.7%	13.7%
生活雑排水処理率	45.8%	55.9%	66.1%

コラム

水生生物による水質判定

川の底に生息している水生生物を採集・観察することによって、川の水質を調査することができます。

本市では、小中学生を対象に出前講座による水生生物調査を実施しています。

水生生物調査は、対象河川の平均的な水質状況を把握できるとともに、環境教育の実践の場として活用されています。



カワゲラ

ヒラタカゲロウ

セスジユスリカ

## ⑤市の施策

### ■水質汚濁

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
水質汚濁に対する規制・指導	◎ 工場排水による環境負荷を低減するため、水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行います。	環境課
水質調査・水生生物調査の実施	○ 市内河川における水質調査を定期的実施するとともに、工場排水の監視を行います。 ○ 市内河川の水質状況を把握するため、水生生物調査★を実施します。	環境課
生活排水の適正処理の推進	◎ 生活排水による水質悪化を低減させるため、公共下水道の整備を実施します。 ◎ 合併処理浄化槽★の設置及び単独処理浄化槽からの付け替えを促進するため、設置に対して補助を行います。 ○ 合併処理浄化槽の適正な維持管理についての指導を行います。	下水道課
汚水処理施設の維持管理	○ 浄化センター、クリーンセンターなどの適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した住宅団地汚水処理施設については、改修を進めます。	下水道課

## ⑥市民の取組

- ◎ 公共下水道が整備された地域では、速やかに公共下水道に接続します。
- ◎ 公共下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置します。
- ◎ 単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への付け替えに努めます。
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。
- 廃食用油や調理くずを排水溝に流さないようにします。
- 洗剤は環境への負荷が少ない製品を選びます。
- 水生生物調査に参加します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 法規制に基づく排水基準を遵守します。
- ◎ 公共下水道が整備された地域では、速やかに公共下水道に接続します。
- ◎ 公共下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置します。
- ◎ 単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への付け替えに努めます。
- 法規制に該当しない事業所においても、自主的な排水処理対策に努めます。
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。





①基本目標

2 生活環境の保全

②取組の方向

2-3 きれいな空気を守る

③環境の現状と課題

■大気汚染

- ❖ 市内の大気測定局において常時監視を実施しており、二酸化硫黄★、二酸化窒素★、浮遊粒子状物質★は環境基準★を達成しています。一方、光化学オキシダント★は環境基準を達成していませんが、これは県内及び全国的な傾向でもあります。今後も大気汚染物質の監視を行うとともに、環境基準の達成が継続できるように環境負荷の低減を図っていく必要があります。
- ❖ 大気汚染は、事業所からの排出ガスや自動車の排気ガスが原因で発生します。事業所からの排出ガスについては、大気汚染防止法の規制による適正な管理が求められます。自動車の排気ガスについては、低排出ガス・低燃費車の普及を促進するとともに、エコドライブ★の実践を図っていく必要があります。



大気測定機

■悪臭

- ❖ 悪臭★は、飲食店の調理した臭いやペットの臭いなどについても苦情が寄せられる「感覚的公害」です。本市では、より人の嗅覚に近い臭気指数★による規制を実施していますが、悪臭発生源への対策を行い、苦情の未然防止を図っていく必要があります。

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
大気汚染物質の環境基準達成率 (注1)	100%	100%	100%

注1 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準達成率

コラム

光化学オキシダント注意報・警報

光化学オキシダント濃度が1時間値で0.12ppmを超え、更にその状態が継続すると見込まれる場合、「光化学オキシダント注意報」が発令されます。本市では、同報無線により市民に注意を促すとともに、関係機関に情報を伝達し対応を求めます。

光化学オキシダント濃度が0.24ppmを超えるような場合は、「光化学オキシダント警報」が発令されますが、本市において過去、警報が発令された事例はありません。

大気中の光化学オキシダント濃度が高まると、「目がチカチカする」「目が痛い」「せきが出る」「吐き気がする」などの症状がでることがあります。こうした症状が出たときは、目を洗ったり、うがいをしたりして、屋内で休みをとりましょう。症状が回復しないときは、早めに医師の診断を受けましょう。

## ⑤市の施策

### ■大気汚染

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
大気汚染に対する規制・指導	◎ 工場・事業所の排出ガスによる環境負荷を低減するため、大気汚染防止法に基づく規制・指導を行います。	環境課
大気汚染物質の常時監視測定	○ 県と連携して、大気汚染物質の常時監視測定を実施します。 ○ 光化学オキシダント注意報・警報★発令時は、速やかに関係機関に情報を伝達するとともに、同報無線により広く市民に対して周知を行います。	環境課
低公害車の導入	◎ 公用車への低公害車★の導入を進めます。【再掲 4-4】 ○ 低公害車の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。【再掲 4-4】	管財課 環境課
自動車使用による環境負荷の低減	◎ エコドライブ★の普及・啓発を図ります。【再掲 4-4】	環境課

### ■悪臭

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
悪臭に対する規制・指導	○ 複合的な悪臭★に対応するため、臭気指数★による規制・指導を行います。 ○ 市民・事業者に対して臭気指数規制について周知を図ります。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。【再掲 4-4】
- ◎ エコドライブを実践します。【再掲 4-4】
- 悪臭が発生するようなごみを放置しないように努めます。
- 生活やペットなどから出る臭いに配慮します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 大気汚染や悪臭に対する法規制を遵守します。
- ◎ 工場・事業所のばい煙の適正処理を徹底します。
- ◎ 自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。【再掲 4-4】
- ◎ 従業員に対してエコドライブを啓発します。【再掲 4-4】
- 悪臭物質の発生防止に努めます。
- 臭気発生成分を含む製品や原材料の適正管理に努めます。



①基本目標

2 生活環境の保全

②取組の方向

2-4 静かな環境を守る

③環境の現状と課題

■騒音・振動

- ❖ 事業所や建設工事から発生する騒音★・振動★については、騒音規制法及び振動規制法による規制が実施されています。事業者は、関係法令を遵守するとともに、低騒音・振動型設備の導入など、自主的な取組を推進していく必要があります。
- ❖ 家庭から発生する生活騒音については、今後もマナーの啓発を行うとともに、当事者間の相互理解を図り、問題の解決に努めていく必要があります。
- ❖ 自動車から発生する騒音については、環境基準★が定められていますが、本市では、主要道路を中心に一部で環境基準の超過が発生しています。そのため、公共交通機関の利用促進やノーカーデー★の実践などにより、自動車利用の抑制を図っていく必要があります。



自動車騒音調査

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
道路交通騒音の環境基準達成率	50%	100%	100%
航空機騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%

コラム

近隣騒音

近年、近隣騒音による苦情件数が増加しています。

近隣騒音とは、飲食店でのカラオケなどの営業騒音、商業宣伝などの拡声機騒音、一般家庭のピアノや室外機からの音、ペットの鳴き声などの生活騒音の総称です。

私たちは生活の中で、気付かないうちに周りの人に迷惑をかけていることがあります。周囲への気づかいや気配りを心がけて、やさしい音環境をつくりだしましょう。

【騒音をなくす5つの気配り】

- ① 時間帯に配慮しましょう
- ② 音が漏れない工夫をしましょう。
- ③ 音を小さくする工夫をしましょう。
- ④ 音の小さい機器を選びましょう。
- ⑤ ご近所とのお付き合いを大切にしましょう。



## ⑤市の施策

### ■騒音・振動

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
騒音・振動に対する規制・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 工場・事業所からの騒音★・振動★を抑制するため、法令に基づく規制・指導を行うとともに、低騒音型設備の導入や防音対策の徹底を指導します。</li> <li>○ 生活騒音や振動を抑制するため、広報やパンフレットなどを通じた啓発活動に努めます。</li> </ul>	環境課
騒音・振動に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市内主要道路において定期的な自動車騒音及び交通量の調査を行います。</li> <li>○ 航空機による騒音に対しては、県が行っている測定結果を踏まえ、必要に応じて騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう空港管理者に求めていきます。</li> </ul>	環境課 空港振興課 環境課
公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境への負荷が少ないバスや鉄道の利用を促進します。 【再掲 4-4】</li> </ul>	市民安心課
自動車使用による環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ノーカーデー★を実施し、通勤時の自動車使用による環境負荷の低減に努めます。【再掲 4-4】</li> <li>○ 各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかけます。【再掲 4-4】</li> </ul>	全課

## ⑥市民の取組

- ◎ ノーカーデーに参加・協力します。【再掲 4-4】
- 楽器、音響機器などの使用に際しては、近隣の迷惑にならないように配慮します。
- ペットの鳴き声により近隣に迷惑をかけないように努めます。
- 夜中に花火をしたり、外で騒ぐなど、近隣に迷惑をかける行為をしません。
- 公共交通機関の利用を増やします。【再掲 4-4】
- 近距離移動時は自転車利用や徒歩を心がけます。【再掲 4-4】

## ⑦事業者の取組

- ◎ 騒音・振動に対する法規制を遵守します。
- ◎ 低騒音、低振動型の設備の導入を進めます。
- ◎ 建設工事では、低騒音、低振動型の機械の使用や防音対策に配慮します。
- ◎ ノーカーデーを設定します。【再掲 4-4】
- 車両の積み下ろし作業、街頭宣伝などにおいて、近隣へ騒音を与えないように配慮します。
- 公共交通機関の利用を増やします。【再掲 4-4】
- 自転車利用や徒歩による通勤・移動を奨励します。【再掲 4-4】





①基本目標

2 生活環境の保全

②取組の方向

2-5 有害化学物質対策を進める

③環境の現状と課題

■有害化学物質

- ❖ 市民アンケートによると、有害化学物質\*に対する関心度が高い傾向にあることから、PRTR 制度\*に基づく化学物質の適正管理をはじめ、焼却施設におけるダイオキシン類\*対策、一般家庭に対する野焼き\*の自粛指導、農薬対策など、総合的に有害化学物質への対策を図っていく必要があります。
- ❖ 地下水及び土壌中のダイオキシン類は、全ての調査地点において環境基準\*を達成していますが、ダイオキシン類は自然分解されにくく、環境中に蓄積する性質があることから、今後も継続的な監視を行っていく必要があります。



ダイオキシン類調査での試料採取

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
有害化学物質（地下水・土壌）の環境準達成率（注1）	100%	100%	100%

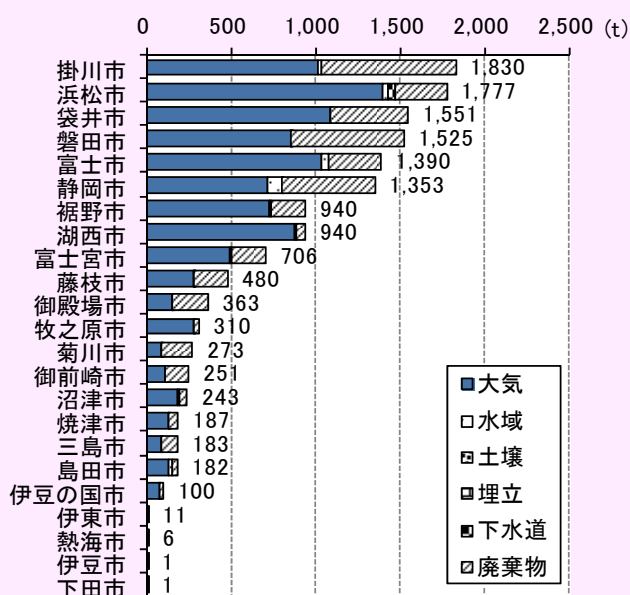
注1 ダイオキシン類、有機塩素化合物\*、重金属\*の環境基準達成率

コラム

PRTR 制度

PRTR 制度（化学物質排出移動量登録制度）とは、人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、事業所から環境（大気・水・土壌）への排出量と廃棄物や下水道による事業所外への移動量を事業者自らが把握して国に届け出るとともに、国はそれを公表する制度です。

本市における平成22年度の化学物質排出・移動量の合計は181,992tであり、県内23市中18番目でした。なお、排出・移動量で最も多いのが大気への排出（75.7%）であり、その他は、廃棄物としての移動（17.7%）、水域への排出（7.2%）でした。



PRTR 制度による化学物質排出・移動量（平成 22 年度）  
【資料：PRTR インフォメーション広場】

## ⑤市の施策

### ■有害化学物質

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
PRTR 制度の推進	○ PRTR 制度★の周知徹底を図り、化学物質の適正管理を推進します。	環境課
ダイオキシン類濃度の測定と発生抑制	◎ 野焼き★の原則禁止を周知するとともに、野焼き行為者に対する指導を行います。 ○ 河川や地下水、土壌中のダイオキシン類★濃度を定期的に測定し、監視を行います。	環境課
有機塩素系溶剤調査の実施	○ 地下水、工場排水の塩素系有機溶剤★調査を定期的に実施し、監視を行います。	環境課
ごみ焼却施設の運転管理	○ 田代環境プラザから排出されるダイオキシン類などの測定を実施し、国の排出基準より厳しい地元協定値に基づく運転管理を行います。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 野焼きはしません。
- 農薬や洗剤などの使用量を削減します。
- 化学物質に関する正しい知識を身に付けます。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 野焼きはしません。
- 焼却炉から発生するダイオキシン類などの対策に努めます。
- PRTR 制度を遵守し、化学物質の適正管理を徹底します。
- 有害化学物質★の使用量削減または代替化を進めます。
- 農薬の適正利用を図ります。
- 適切なアスベスト★飛散防止対策を実施します。



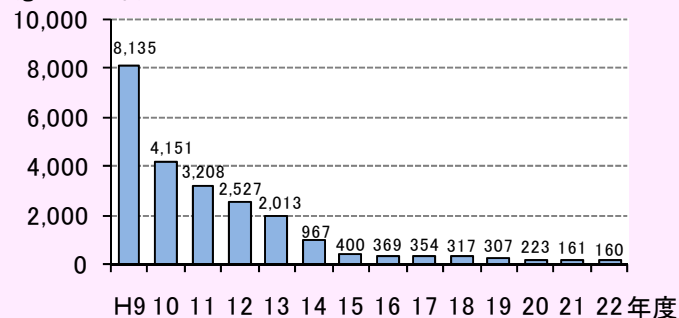
## コラム

### ダイオキシン類の現状

日本全国のダイオキシン類の総排出量は、国全体での取組により大幅に削減されました。平成22年度の総排出量は、平成9年度と比べて約98%減少しています。

しかしながら、ダイオキシン類は、ごみ焼却による燃焼だけではなく、たばこの煙、自動車排出ガスのほか、森林火災、火山活動などの自然界でも生じるといわれています。そのため、今後もダイオキシン類の発生状況を監視していく必要があります。

ダイオキシン類総排出量 (g-TEQ/年)



日本全国のダイオキシン類の総排出量

【資料：環境省】

①基本目標

3 資源循環の推進

②取組の方向

3-1 3Rでごみを減らす

③環境の現状と課題

■ごみの発生抑制・再使用・再生利用

- ❖ 市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、リサイクル率\*は横ばい傾向にあります。ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であるため、市民一人ひとりが「もったいない」の意識を持ち、市・市民・事業者が一体となって、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進していく必要があります。
- ❖ 本市では、生活用品活用バンクを運営しており、登録数及び成立件数は増加傾向にあります。今後も制度の利用促進を図り、ごみの減量及び再使用を推進していく必要があります。
- ❖ 市民アンケートによると、ごみの分別やリサイクル、マイバックの持参などは実施率が高いものの、生ごみの自家処理については実施率が低い状況であることから、今後は生ごみなど有機性廃棄物の資源化についても検討していく必要があります。



環境フェアでの廃油石鹸の配布

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
1人1日当たりごみ排出量【再掲 3-2】	890 g/人・日	878g/人・日 (H30)	(注1)
リサイクル率(古紙・ペットボトル・トレイ・牛乳パックなど)	24.8%	30.0% (H30)	(注1)
生ごみ処理容器等購入助成件数	30件	40件	40件

注1 中間見直し時 (H30) に設定します。

⑤市の施策

■ごみの発生抑制 (リデュース)

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
マイグッズ運動の推進	○ マイグッズ運動(マイバック、マイボトル、マイカップ、マイ箸など)の一層の推進を図ります。	環境課
紙ごみの減量	○ 裏紙利用の徹底や印刷配布物の削減に努めるとともに、文書の共有化を図ります。	全課

### ■ごみの再使用（リユース）

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
生活用品活用バンクの利用促進	○ 市民同士が情報交換し、不用になった生活用品の有効活用を図る「生活用品活用バンク」の利用促進を図ります。	市民安心課

### ■ごみの再生利用（リサイクル）

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
資源回収の推進	◎ 古紙、ペットボトル、白色トレイ、牛乳パックなどの資源回収を推進します。 ◎ 集団回収*を実施している団体への支援を行います。	環境課
廃食用油の回収とバイオディーゼル燃料の活用	○ 使用済み廃食用油を回収するとともに、廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料*の公用車などへの活用を図ります。【再掲 4-3】	環境課
ごみ資源化の推進	○ 田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ・メタル）を推進し、利活用を図ります。 ○ 剪定枝の堆肥化を推進します。	環境課
生ごみの堆肥化の推進	◎ 食品関連事業者から排出される生ごみの堆肥化を推進します。 ◎ 家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助を行います。 ○ 生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ アルミ缶や古紙などの資源回収、集団回収に協力します。
- ◎ 生ごみ処理機やコンポスト\*などを導入して、生ごみの堆肥化に取り組みます。
- マイグッズ運動（マイバック、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）に協力します。
- 簡易包装の商品を選びます。
- 生活用品活用バンクを積極的に利用します。
- フリーマーケットに参加・協力します。
- 使用済み廃食用油の回収に協力します。【再掲 4-3】
- 食材は調理くずが出ないように心がけます。

## ⑦事業者の取組

- ◎ ペットボトルや白色トレイなどの店頭回収に協力します。
- ◎ 事業所や店舗などから排出される生ごみの堆肥化に取り組みます。
- 事業所における廃棄物の発生抑制、減量化のための環境管理を行い、従業員の行動を徹底します。
- 簡易包装やばら売りなどを実施して、容器包装を減らします。
- エコバック持参者への特典やレジ袋の有料化により、レジ袋の排出抑制に取り組みます。
- ごみにならない製品やリユース・リサイクルできる製品を開発・製造・販売します。





①基本目標

3 資源循環の推進

②取組の方向

3-2 ごみを正しく処理する

③環境の現状と課題

■ごみの適正処理

- ❖ ごみは収集ルールに従って適正に処理する必要があります。そのため、市民一人ひとりの協力を得ながら、ごみの分別収集、集積所の維持管理を徹底していく必要があります。
- ❖ 最終処分場の残余容量の低下に対応するため、廃プラスチックの掘り起こしによる延命化を図っていく必要があります。
- ❖ 事業者アンケートによると、事業活動に伴う環境への影響として「産業廃棄物の発生」を挙げる事業所が多く見られました。そのため、各事業所がマニフェスト制度\*に従い、責任あるごみ処理を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を進めていく必要があります。



ごみ処理施設の田代環境プラザ

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
1人1日当たりごみ排出量 【再掲 3-1】	890 g/人・日	878g/人・日 (H30)	(注1)

注1 中間見直し時 (H30) に設定します。

コラム

田代環境プラザでの再資源化

田代環境プラザでは、ごみを高温で熔融処理することにより、再資源化を図ることができます。

例えば、発生するスラグはブロックの材料などに、メタルは建設機械の重りに生まれ変わります。

さらに、併設しているリサイクル施設では、剪定枝と食品残渣を堆肥化し、生成された腐葉土・生ごみ堆肥を販売しています。

また、余熱利用としてごみ発電による電力の活用を行っており、サーマルリサイクル\*を図りながら、施設の維持管理に大きな役割を果たしています。



堆肥化された腐葉土と生ごみ堆肥

## ⑤市の施策

### ■ごみの適正処理

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
分別収集の啓発	◎ わかりやすいごみカレンダーを作成・配布し、市民の分別収集への意識を啓発します。	環境課
ごみ処理施設の適正管理	○ 田代環境プラザ・最終処分場を適正に維持管理します。 ○ 最終処分場の残余容量の低下に対応するため、廃プラスチックの掘り起こしを行い、延命化を図ります。 ○ 新たな最終処分場について検討します。	環境課
事業者ごみの適正処理	○ 事業者が排出するごみについては、排出者の自己処理責任に基づく適正処理を指導します。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ ごみの出し方や分別のルールを遵守します。
- ごみ集積所の維持管理に参加・協力します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ ごみの出し方や分別のルールを遵守します。
- 産業廃棄物はマニフェスト制度\*に従った適正処理を徹底します。



## コラム

### ごみカレンダー

本市では、毎年ごみカレンダーを作成し、全ての家庭に配布しています。ごみの分別方法や収集日は、ごみカレンダーで確認してください。また、ごみ分別辞典には、分別方法について問い合わせが多い品目をまとめています。



ごみカレンダー表紙

行	品名	区分	出し方のポイント	備考
ホ	アダプター	燃えないごみ	金属類コンテナへ出してください	1
	アルミ箔	燃えるごみ	指定袋へ入れてください	2
	安全靴	燃えるごみ	指定袋へ入れてください	2
い	一輪車(遊用)	燃えないごみ	直接搬入(燃えないごみ)又は戸別収集	5, 7, 8
	一輪車(子供用)	燃えないごみ	金属類コンテナへ出してください	1
	衣類乾燥機	収集しません	家電リサイクル対象商品	9
	携帯ケース(プラスチック)	燃えるごみ	指定袋に入れてください	2
ロ	植木鉢	資源類	陶磁器類コンテナへ出してください	1
	乳母車	燃えないごみ	直接搬入(燃えないごみ)又は戸別収集	5, 7, 8
エ	エアコン	収集しません	家電リサイクル対象商品	9
	エレクター	燃えないごみ	直接搬入(燃えないごみ)又は戸別収集	5, 7, 8
	延長コード	燃えないごみ	金属類コンテナへ出してください	1

ごみ分別辞典(一部抜粋)

①基本目標

3 資源循環の推進

②取組の方向

3-3 ごみのないまちづくりを進める

③環境の現状と課題

■環境美化

- ❖ 市民アンケートによると、ごみのポイ捨てや犬猫のふんの放置に対する関心度が高く、島田市が重点的に進めていくべき施策としても上位に挙げられています。ポイ捨てによるごみの散乱は、市民一人ひとりのマナーの問題が大きな要因であることから、環境美化活動への参加を促進して散乱ごみを回収し、ごみを捨てない人づくり、ごみのないまちづくりを進めていく必要があります。

■不法投棄

- ❖ 人目につきにくい山間部などでは、依然として不法投棄<sup>★</sup>がなくなる状況にあります。不法投棄は、回収・処理コストの負担増加や有害物質の漏洩による生態系の悪化が懸念されます。また、不法投棄場所が放置されると、更なる不法投棄を呼ぶ悪循環が生じますので、今後はパトロールを強化するとともに、不法投棄防止に向けた啓発を行っていく必要があります。



ごみ集積所パトロール

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
環境美化活動参加団体数 (注1)	103 団体	110 団体	120 団体
不法投棄監視パトロール実施回数	5 回/年	5 回以上/年	5 回以上/年

注1 市内一斉環境美化活動、リバーフレンドシップ制度<sup>★</sup>、ボランティア・サポート・プログラム<sup>★</sup>、アダプト・ロード・プログラム<sup>★</sup>の参加団体数

コラム

不法投棄の現状

本市では、環境衛生自治推進協会の委員と市職員により、不法投棄パトロールを実施しています。

山間部など人目につきにくい場所では、家電リサイクル法などにより処理方法が定められているテレビなどの不法投棄や、市外からの持ち込みと思われるものが目立ちます。ごみを捨てにくい環境づくりが重要であることから、不法投棄されている廃棄物は速やかに回収し、適正に処理する必要があります。



不法投棄の状況

## ⑤市の施策

### ■環境美化

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
ごみのないまちづくりの推進	○ 「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎます。	環境課
環境美化活動の推進	◎ 市内一斉環境美化活動を実施し、環境美化の意識高揚を図ります。【再掲5-3】 ◎ 地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。【再掲5-3】 ○ ボランティアによる道路の環境美化活動を支援します。【再掲5-3】	環境課

### ■不法投棄

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
不法投棄の防止	○ ごみの不法投棄 <sup>★</sup> を防止するため、パトロールなどの監視を実施するとともに、市民・事業者への啓発を行います。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。【再掲 5-3】
- ごみのポイ捨てはしません。
- ペットのふんを回収します。
- ごみの持ち帰りを徹底します。
- 家の周りの清掃を日常的に実施します。
- 山間地や河川などへの不法投棄はしません。
- 所有・管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。
- 不法投棄の監視に協力します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。【再掲 5-3】
- 従業員に対してごみのポイ捨て禁止を啓発します。
- 事業所周辺の清掃を日常的に実施します。
- 山間地や河川などへの不法投棄はしません。
- 所有・管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。
- 不法投棄の監視に協力します。





①基本目標

3 資源循環の推進

②取組の方向

3-4 グリーン購入・地産地消を進める

③環境の現状と課題

■グリーン購入

- ❖ 環境への負荷を低減するために、リサイクル製品などを優先的に購入する「グリーン購入★」の推進が求められています。本市では、用紙類や文具類、自動車など6品目についてグリーン購入を実践しています。今後は市民や事業者にもグリーン購入を普及拡大していく必要があります。

■地産地消

- ❖ 「地産地消★」とは、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で使われています。野菜や果物を遠くから運んでくるには、輸送によって多大なエネルギーを消費します。それに比べ地元生産の食材は、環境への負荷が少なく、更には地域農業の活性化にもつながります。そのため、直売所の設置や学校給食への地場製品の導入を進め、地産地消の推進を図っていく必要があります。



SHIMADA 朝市マップ

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
市役所内でのグリーン購入調達率	96.2%	100%	100%
学校給食への地場製品の導入割合 (重量ベース)	40.8%	40%以上	40%以上

コラム

環境ラベル

製品やサービスの環境に関する情報を製品やパッケージ、広告などを通じて、消費者に伝えるものを「環境ラベル」といいます。現在では、エコマークやグリーンマークをはじめ、多くの環境ラベルがあり、これらの製品やサービスを選ぶことが環境配慮につながります。



エコマーク



グリーンマーク



PET ボトルリサイクル  
推奨マーク



再生紙使用マーク

## ⑤市の施策

### ■グリーン購入

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
グリーン購入の推進	◎ 環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入★を推進します。	全課

### ■地産地消

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
地場製品の販路の確保	◎ 地場製品の直販所や小売店への地場製品販売コーナーの設置を進めます。 ○ 朝市グループ、JA 大井川、市民グループと市が連携し、地産地消★の推進を図ります。	農政課
生産者・流通業者・消費者の交流の場の構築	○ 地産地消について、生産者・流通業者・消費者が望ましいあり方や推進について検討する場づくりを進めます。	農政課
地産地消の普及啓発	○ 地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高め、地場製品の消費拡大を図ります。	農政課
	○ 地産地消を学ぶ機会とするため、体験教室（親子料理教室・中学生料理バトル）を開催します。	学校教育課
	○ 各種イベントなどで地産地消への取組を企画します。	全課
学校給食への地場製品の導入	◎ 地場产品及び環境に配慮した農業で生産された農産物を積極的に学校給食へ導入します。 ○ 地産地消を進めるとともに、身近な地場製品について学ぶ機会とするため、学校給食地産地消推進連絡会を開催します。	学校教育課

## ⑥市民の取組

- ◎ エコマーク★、グリーンマーク★など環境ラベル★のついた商品の購入・使用に努めます。
- ◎ 地元で作られた農産物などを優先的に購入します。
- 直売所や朝市などを積極的に利用します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ エコマーク、グリーンマークなど環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。
- ◎ グリーン購入コーナーを設置するなど、環境に配慮した商品を選びやすくします。
- ◎ 地元で作られた農産物などを優先的に購入します。
- ◎ 新鮮・安全・安心な地場産品を安定的に供給します。
- 直売所や朝市などへ出店します。
- 地場産品を使った料理を考案して提供します。



①基本目標

4 地球環境の保全

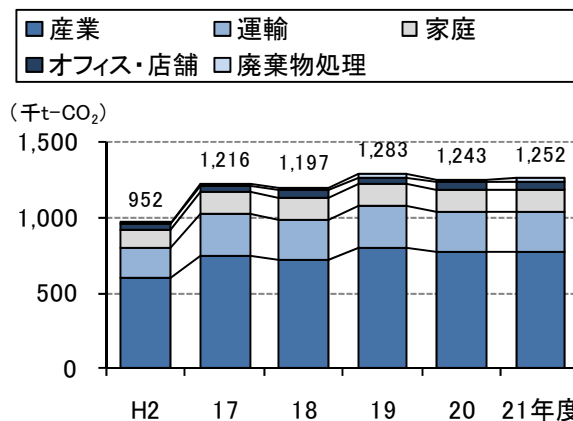
②取組の方向

4-1 地球温暖化対策を進める

③環境の現状と課題

■地球温暖化

- ❖ 市民アンケート及び中学生アンケートによると、「地球温暖化★」は最も関心のある環境問題として認識されています。
- ❖ 本市における平成21年度（2009年度）の二酸化炭素排出量は、平成2年度（1990年度）と比較して31.5%増加しています。内訳を見ると、オフィス・店舗部門が72.5%、家庭部門が19.3%増加していることから、事業所や家庭における地球温暖化防止に向けた取組を推進していく必要があります。



島田市における二酸化炭素排出量の推移

■環境マネジメントシステム★

- ❖ 事業者アンケートによると、事業活動に伴う環境負荷を減らすための手法として、「環境マネジメントシステムの導入」が有効であると認識されています。
- ❖ 市内では、ISO14001★やエコアクション21★などを導入する事業者が増えてきています。環境マネジメントシステムの導入は、事業所における温室効果ガス排出量の削減を促進するため、今後も環境マネジメントシステムの導入を推進していく必要があります。



エコアクション21の事業者説明会  
(自治体イニシャティブ・プログラム)

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
1人当たり二酸化炭素排出量	12.1t-CO <sub>2</sub> /年 (H21)	11.5 t-CO <sub>2</sub> /年 (H27) (注1)	11.0t-CO <sub>2</sub> /年 (H32) (注1)
島田市役所の温室効果ガス総排出量	16,865 t-CO <sub>2</sub> /年	16,324 t-CO <sub>2</sub> /年 (H27) (注2)	(注2)
家庭版環境マネジメント事業★参加世帯数	1,180世帯	1,350世帯	1,500世帯
エコアクション21認証取得事業所数(累計)	66事業所	83事業所	100事業所

注1 統計数値などから算出するため、算出可能な2年前の実績値とします。

注2 島田市地球温暖化対策実行計画の改定時(H27)に設定します。

## ⑤市の施策

### ■地球温暖化対策

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
総合的な温暖化対策を目指した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 島田市地球温暖化対策実行計画*に基づく取組を推進し、市の事務事業から排出される温室効果ガス*排出量の削減に努めます。</li> <li>○ 市・市民・事業者が一体となり、市全体の温室効果ガス排出量の削減を目指す「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を検討します。</li> </ul>	環境課
オゾン層破壊物質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定フロン封入機器を適正に管理することにより、オゾン層*破壊の防止に寄与します。</li> </ul>	環境課

### ■環境マネジメントシステム

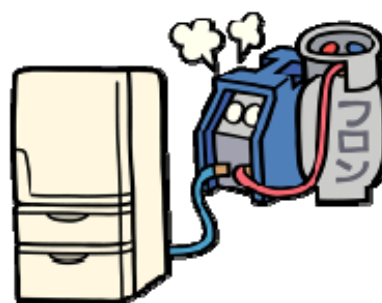
取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
家庭版環境マネジメント事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 家庭における地球温暖化*防止に向けた取組を促進するため、家庭版環境マネジメント事業*を推進します。</li> </ul>	環境課
エコアクション21 認証取得の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業所における地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、自治体イニシャティブ・プログラム*により、エコアクション21*の認証取得を支援します。</li> </ul>	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 家庭版環境マネジメント事業に参加します。
- 地球温暖化に関心を持ち、正しい知識を身に付けます。
- 室内エアコン、カーエアコン、冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収・処理に協力します。
- ノンフロン製品\*を優先的に購入します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 従業員に対して家庭版環境マネジメント事業への参加を奨励します。
- ◎ ISO14001 やエコアクション21 の認証を取得します。
- 地球温暖化に関心を持ち、正しい知識を身に付けます。
- 冷凍空調機器や室内エアコン、カーエアコン、冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収・処理を徹底します。
- ノンフロン製品を優先的に購入します。
- ノンフロン製品を開発・製造・販売します。





①基本目標

4 地球環境の保全

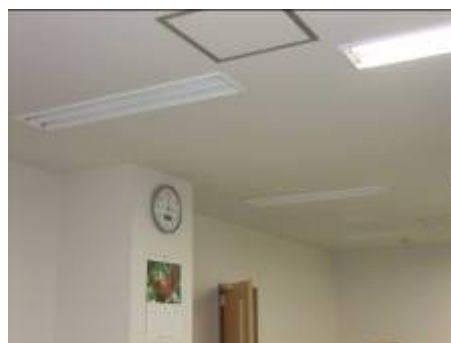
②取組の方向

4-2 省エネルギーを進める

③環境の現状と課題

■省エネルギー

- ❖ 私たちの暮らしにおいて必要不可欠な電気やガスをつくり出すためには、石油や天然ガスなどの化石燃料を消費します。化石燃料は有限であり、燃焼することで地球温暖化★の主原因である二酸化炭素が発生します。そのため、省エネルギーを推進し、化石燃料の消費を抑制していく必要があります。
- ❖ 市民アンケート及び事業者アンケートによると、「照明の間引きや一部消灯」「冷暖房の設定温度抑制」といった省エネルギー行動の実施率は高いものの、「省エネルギー機器の導入」の実施率が低いため、今後は家庭・事業所に対する省エネ機器の普及啓発を図っていく必要があります。



庁舎の照明の間引き

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
市全体の電力使用量	771, 782MWh/年	740, 000MWh/年	700, 000MWh/年
島田市役所の電力使用量	28, 984MWh/年	27, 294MWh/年 (H27) (注1)	(注1)

注1 島田市地球温暖化対策実行計画の改定時 (H27) に設定します。

コラム

高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた高効率給湯器は、従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いものの、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れています。具体的には、電気式の「エコキュート」、ガス式の「エコジョーズ」、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの「エネファーム」などの種類があります。

家庭からの二酸化炭素排出量の約30%を給湯が占めていることから、国では一般家庭や事業者を対象に、高効率給湯器の普及促進を目的とする補助金制度を設けています。今後も高効率給湯器の普及促進を図っていく必要があります。



エコキュート

## ⑤市の施策

### ■省エネルギー

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
エネルギー使用量の低減	○ 省エネルギー法★の特定事業者として、市有施設におけるエネルギー使用量の低減に努めます。	環境課
省エネルギー機器の導入	◎ 照明器具のLED★化を進めます。 ◎ 新たな市有施設を建設する際には、省エネルギー機器の導入を検討します。	各課
	○ 省エネルギー機器の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。	環境課
省エネルギー行動の推進	◎ 市職員が率先してクールビズ★・ウォームビズ★などの省エネルギー行動を実践します。	全課
	○ 市有施設における節電の取組を推進します。	
	○ 省エネルギー行動に関する情報提供を行い、市民・事業者への意識啓発を図ります。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 家電製品の購入や買い替えの際は、エネルギー効率の良い製品を優先的に購入します。
- ◎ 省エネルギー行動を実践します。
- ◎ クールビズ・ウォームビズを実践します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 省エネルギー施設・設備の導入を進めます。
- ◎ 省エネルギー機器を開発・製造・販売します。
- ◎ 省エネルギー行動を実践します。
- ◎ クールビズ・ウォームビズを奨励します。
- ノー残業デーを実施します。
- 省エネルギー診断を実施し、エネルギーの適切な利用に努めます。



## コラム

### LED 照明

LED照明の大きな特徴として、①とっても省エネ、②非常に長寿命があります。消費電力は、ほぼ同じ明るさになる一般電球やミニクリプトン電球の照明器具と比べて約1/5～1/8になります。一方、LED照明の寿命は約20,000～40,000時間と、一般電球より約40倍（最大）も長寿命となっています。

このほか、LED照明には、③光の色と明るさを変えられる、④ON・OFFの繰り返しに強くてすぐに明るい、⑤光（紫外線）で物を傷めにくい、⑥あまり虫が集まらないなどの特徴もあります。

大手メーカーでは、国からの要請に賛同して、広く普及しているE26口金の一般白熱電球の生産・販売を終了しました。今後はさらなるLED照明の普及が期待されます。



LED 照明

①基本目標

4 地球環境の保全

②取組の方向

4-3 再生可能エネルギーの利用を進める

③環境の現状と課題

■再生可能エネルギー

- ❖ 地球温暖化★防止のためには、温室効果ガス★の排出が少ないエネルギーへの転換が求められます。そのためには、現在の化石燃料に頼ったエネルギー需給から、太陽光発電、小水力発電、風力発電、バイオマスエネルギー★などの再生可能エネルギー★の普及を目指していく必要があります。
- ❖ 市民アンケート及び事業者アンケートによると、再生可能エネルギーへの関心は高いものの、家庭や事業所における導入率は低い状況にあります。本市では、太陽光発電システムの設置に対する補助を実施していますが、引き続き再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく必要があります。
- ❖ 本市では、市有施設を中心に太陽光発電や廃棄物熱利用などの導入が進んでいます。また、廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料★について実験的に取組を行っています。今後は燃料の実用性を高め、需要を拡大していくことが望まれます。



今後の普及が期待される  
太陽光発電

④数値目標

指標名	現状値 (H23)	中間目標 (H29)	最終目標 (H34)
太陽エネルギー利用設備導入 助成利用者の発電容量	2,226kw	4,290kw (H30)	(注1)
廃食用油回収量	6,100ℓ	6,600ℓ	7,000ℓ

※注1 中間見直し時 (H30) に設定します。

コラム

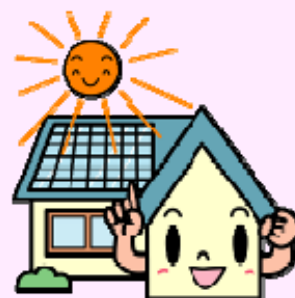
再生可能エネルギーとは？

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然が本来持つ力を利用したものが「再生可能エネルギー」です。

資源が枯渇することなく繰り返し使え、地球温暖化の原因になる二酸化炭素をほとんど排出しません。石油・石炭などの化石燃料に代わるクリーンなエネルギーとして、導入と普及を推進しています。

なお、再生可能エネルギーは、大きく発電、熱利用、燃料の3つの分野に分けることができます。

- ①発電分野：太陽光、風力、バイオマス発電、水力、地熱、海洋エネルギー
- ②熱利用分野：太陽熱、雪氷熱、バイオマス熱利用、温度差熱、地中熱、空気熱
- ③燃料分野：バイオマス燃料製造



## ⑤市の施策

### ■再生可能エネルギー

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
再生可能エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 住宅用太陽光発電システムの設置を促進するため、設置に対する補助を行います。</li> <li>○ 再生可能エネルギー★利用に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。</li> </ul>	環境課
再生可能エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 新たな市有施設を建設する際には、再生可能エネルギーの利用を検討します。</li> <li>○ 市有地へのメガソーラー★の設置を進めます。</li> <li>○ 市内の豊富な水資源を活用した小水力発電の導入について検討します。</li> <li>○ 風力発電、バイオマスエネルギー★などの利用について調査・研究を進めます。</li> </ul>	各課 企画調整課
廃食用油の回収とバイオディーゼル燃料の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用済み廃食用油を回収するとともに、廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料★の公用車などへの活用を図ります。【再掲 3-1】</li> </ul>	環境課
ごみ焼却排熱の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ焼却施設の排熱を利用して発電し、エネルギーの有効利用を図ります。</li> </ul>	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 太陽光・風力発電、太陽熱利用、地中熱利用★など、再生可能エネルギーの導入を進めます。
- バイオマス★に関する理解を図り、エネルギーとして活用します。
- 使用済み廃食用油の回収に協力します。【再掲 3-1】

## ⑦事業者の取組

- ◎ 太陽光・風力・小水力発電、太陽熱利用、地中熱利用など、再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 木くずなどのバイオマス利用に向けた調査・研究を進め、エネルギーとして活用します。

## コラム

### 使用済み植物性食用油の回収

本市では、使用済み植物性食用油を回収し、バイオディーゼル燃料にリサイクルしています。

回収場所は、島田市役所、初倉公民館、初倉西部ふれあいセンター、六合公民館、北部ふれあいセンター、金谷庁舎（旧金谷町役場）、金谷南支所、川根庁舎、田代環境プラザ、旧清掃センターです。

できる範囲で油以外のカスを取り除き、割れない容器に入れ、しっかりと蓋を閉めて、回収場所にお持ちください。



廃食油回収ボックス



①基本目標

4 地球環境の保全

②取組の方向

4-4 低炭素型まちづくりを進める

③環境の現状と課題

■交通

- ❖ 市内の自動車保有台数は減少傾向にあります。鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者も減少しています。今後は環境負荷が少ない公共交通機関の利用促進を図るとともに、徒歩や自転車利用を呼びかけていく必要があります。
- ❖ 市民アンケートによると、エコドライブ★の実施率が低い。今後は意識の啓発を行い、自動車利用における環境負荷の低減を図っていく必要があります。
- ❖ 平成21年6月に富士山静岡空港が開港し、平成24年4月に新東名高速道路の島田金谷ICが供用開始したため、市内の交通網は更に充実しました。今後は交通の円滑化が求められます。



低公害車のひとつである  
プラグインハイブリッド車

■緑化

- ❖ 生け垣★づくりやグリーンカーテン★の設置は、市街地の緑化を進めるとともに、地球温暖化★防止にも有効な取組であることから、今後も家庭や事業所などへの普及を図っていく必要があります。

④数値目標

指標名	現状値(H23)	中間目標(H29)	最終目標(H34)
公用車への低公害車★導入割合	61%	70%	80%
コミュニティバス★利用者数	384,386人	478,400人(H30)	(注1)
市役所ノーカーデー★の実施率	41%	50%	60%
生け垣づくり助成件数	24件	25件	25件

注1 中間見直し時(H30)に設定します。



## ⑤市の施策

### ■交通

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
低公害車の導入	◎ 公用車への低公害車★の導入を進めます。【再掲 2-3】	管財課
	○ 低公害車の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。【再掲 2-3】	環境課
自動車使用による環境負荷の低減	◎ エコドライブ★の普及・啓発を図ります。【再掲 2-3】	環境課
	◎ ノーカーデー★を実施し、通勤時の自動車使用による環境負荷の低減に努めます。【再掲 2-4】	全課
	○ 各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかけます。【再掲 2-4】	
公共交通機関の利用促進	○ 環境への負荷が少ないバスや鉄道の利用を促進します。【再掲 2-4】	市民安心課
交通の円滑化	○ 国道1号の4車線化をはじめ、計画的な道路整備を推進します。	都市計画課

### ■緑化

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
緑化の推進	○ 生け垣★づくり補助事業を実施し、みどり豊かなまちづくりを進めます。	市街地整備課
	○ 一定規模以上の土地の利用に当たっては、緑地を整備するよう指導を行います。	都市計画課
グリーンカーテン設置の推進	○ 市有施設へのグリーンカーテン★の設置を推進します。	各課
	○ 市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を支援します。	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。【再掲 2-3】
- ◎ エコドライブを実践します。【再掲 2-3】
- ◎ ノーカーデーに参加・協力します。【再掲 2-4】
- 公共交通機関の利用を増やします。【再掲 2-4】
- 近距離移動時は自転車利用や徒歩を心がけます。【再掲 2-4】
- 生け垣づくりやグリーンカーテンの設置を進めます。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。【再掲 2-3】
- ◎ 従業員に対してエコドライブを啓発します。【再掲 2-3】
- ◎ ノーカーデーを設定します。【再掲 2-4】
- 公共交通機関の利用を増やします。【再掲 2-4】
- 自転車利用や徒歩による通勤・移動を奨励します。【再掲 2-4】
- 事業所敷地内の緑化やグリーンカーテンの設置を進めます。
- 開発行為を行う場合は、緑地の確保に留意します。

①基本目標

5 環境教育・環境保全活動の推進

②取組の方向

5-1 環境教育・環境学習を充実させる

③環境の現状と課題

■環境教育・環境学習

- ❖ 環境問題を解決するためには、家庭や学校、職場などのあらゆる場面において、市民一人ひとりが環境保全に向けて積極的に行動していくことが大切です。このような人材を育成するためには、学校での授業や出前講座★、アース・キッズ事業★などにより、環境教育・環境学習を総合的に推進していく必要があります。
- ❖ 市民アンケートによると、環境関連セミナーへの参加率が低くなっています。また、子どもたちを対象とした環境教育の重要性が指摘されています。そのため、今後はあらゆる発達段階における環境教育を実施していくため、市、学校、職場などによる環境を学ぶ機会を増やしていく必要があります。



市職員による出前講座

④数値目標

指標名	現状値(H23)	中間目標(H29)	最終目標(H34)
アース・キッズ事業参加者数	192人	300人	300人
環境学習講座受講者数 (累計)【新規事業】	0人	100人	200人
環境に関する出前講座開催数	2回	5回	5回
田代環境プラザの見学者数	1,464人	1,600人	1,800人

コラム

アース・キッズ事業

アース・キッズ事業は、市・静岡県・静岡県地球温暖化防止活動推進センターの3者が連携・協力して実施しています。

アース・キッズ事業は、小学校高学年を対象として、総合学習の授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムです。子どもたちは、チャレンジ冊子を活用しながら、2週間の取組を実施します。プログラムの最初には「キックオフイベント」、最後には「セレモニー」を開催します。



自転車発電にチャレンジ

## ⑤市の施策

### ■環境教育

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 総合的な学習や関連性のある教科の時間を活用して、地域や子どもの実態に合った環境教育を推進します。</li> <li>○ 資源を大切にすることを育てるため、リサイクル活動を実施します。</li> </ul>	学校教育課
指導者研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校と幼稚園・保育園が連携して、幼児及び小学校低学年における環境教育の大切さを研修し、幼児・児童の指導に活用します。</li> </ul>	学校教育課
自然体験教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 豊かな自然を活用した体験教室（移動教室・サタデーオープンスクール★・サマーオープンスクール★など）を開催します。【再掲1-4】</li> </ul>	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年育成事業において、地域での自然体験教室を開催します。【再掲1-4】</li> </ul>	社会教育課
アース・キッズ事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化★対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業★を実施します。</li> </ul>	環境課

### ■環境学習

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市民を対象とした環境学習講座を実施します。</li> </ul>	環境課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境に関する出前講座★を実施します。</li> </ul>	環境課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 田代環境プラザ、浄化センター、クリーンセンターなどの見学者に対して環境保全意識の啓発を行います。</li> </ul>	環境課 下水道課
環境人材バンクによる人材派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣します。</li> </ul>	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ 自然体験教室に参加します。【再掲 1-4】
- ◎ 環境学習講座に参加します。
- 講演会やセミナーなどに参加します。
- 環境に関する出前講座や環境人材バンクによる人材派遣を積極的に活用します。
- 家庭内で環境について話し合う機会を増やします。

## ⑦事業者の取組

- ◎ 自然とふれあえるイベントを企画します。【再掲 1-4】
- ◎ 従業員に対する環境教育・環境学習を進めます。
- 講演会やセミナーなどに参加します。
- 学校などに環境教育・環境学習の講師を派遣します。
- 工場見学などによる環境教育・環境学習を行います。





①基本目標

5 環境教育・環境保全活動の推進

②取組の方向

5-2 環境情報を発信する

③環境の現状と課題

■環境情報

- ❖ 本市では、「広報しまだ」や市のホームページなどを利用して、環境情報の発信を行っています。しかし、市民アンケートによると、環境情報の提供に対する満足度が低くなっているため、情報の収集方法やメディアの活用方法を検討することにより、環境情報の充実を図っていく必要があります。
- ❖ 本市では、環境基本計画の進行管理に伴い、毎年、「島田市環境報告書」を作成しています。今後は市民や事業者による環境保全活動の掲載を充実させ、わかりやすい内容とすることが求められます。



島田市環境報告書

④数値目標

指標名	現状値(H23)	中間目標(H29)	最終目標(H34)
環境課ホームページアクセス数	65,000	72,000	80,000

コラム

事業者による環境報告書の発行

近年では、市内でもISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所が増えています。これらの事業所では、事業による環境負荷や環境保全の取組状況をとりとまとめた環境報告書を作成し、公表しています。また、近年の企業によるCSR活動について、環境報告書の中で報告するケースも増えています。

このような環境報告書は、環境への配慮を行っている事業者を評価するための有効なツールとなります。



環境報告書の事例

【資料: 矢崎総業㈱、島田信用金庫】

## ⑤市の施策

### ■環境情報

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
環境情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境保全の税制・補助金に関する情報を収集します。</li> <li>○ 環境に関する各種講座・イベントの情報を収集します。</li> <li>○ 環境に関する先進事例の情報を収集します。</li> <li>○ 市民・事業者の環境保全活動に関する情報を収集します。</li> </ul>	環境課
環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 広報紙やホームページ、ツイッター、コミュニティFMなど、様々なメディアを用いて環境情報を発信します。</li> </ul>	環境課
年次報告書の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の環境の現状や環境施策の実施状況などについてわかりやすくまとめた年次報告書を作成し、公表します。</li> </ul>	環境課

## ⑥市民の取組

- ◎ ホームページ、広報紙などで提供される環境情報を有効に活用します。
- 自ら環境情報を収集して発信します。
- 年次報告書に目を通し、必要に応じて意見や提案を提出します。

## ⑦事業者の取組

- ◎ ホームページ、広報紙などで提供される環境情報を有効に活用します。
- 各種環境情報を収集し、従業員へ情報提供します。
- 環境保全対策の実施状況などについて、環境報告書やホームページなどで情報公開します。
- 年次報告書に目を通し、必要に応じて意見や提案を提出します。

## コラム

### FM島田や環境フェアでの広報

市では、定期的にFM島田に出演し、節電、エコアクション21 などを中心に環境全般について広報しています。

また、6月5日の世界環境デーと環境月間にちなんだ事業として、「環境フェア」を開催しています。環境フェアでは、環境保全の取組や環境にやさしい製品の紹介、環境に関連する補助金制度のPRなどを行っています。



FM島田での広報



環境フェア in 島田



盛況の環境フェア

①基本目標

5 環境教育・環境保全活動の推進

②取組の方向

5-3 環境保全活動を活発にする

③環境の現状と課題

■協働による計画の推進

- ❖ 多岐にわたる環境問題を解決するためには、市だけではなく市民、市民団体、事業者など、各主体の協働による取組の推進が求められます。
- ❖ 市内には環境保全を目的とした NPO\*などの市民団体が多くあります。これらの市民団体は、本市の環境を保全し創造する上で重要な役割を果たしており、今後も一層の活躍が期待されます。そのため、団体間の横のつながり、協働の支援を行い、市民活動の活性化を図っていく必要があります。



環境市民会議のワークショップ

■環境保全活動

- ❖ 事業者アンケートによると、環境保全を企業の社会的責任として捉えている事業所が多くなっています。そのため、今後は事業者による環境保全活動への支援を図っていく必要があります。
- ❖ 市民アンケート及び中学生アンケートによると、環境保全活動への参加意欲は高いものの、行動するまでには至っていません。そのため、今後は環境保全活動に関する情報提供を強化し、参加を促進していく必要があります。

■開発時の環境配慮

- ❖ 一定規模以上の土地の利用に当たっては、「島田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく適正な指導を行い、良好な自然及び生活環境の確保を図っていく必要があります。

④数値目標

指標名	現状値(H23)	中間目標(H29)	最終目標(H34)
しまだエコ活動登録件数(注1) (累計)【新規事業】	0件	50件	100件

注1 P60 参照



## ⑤市の施策

### ■協働による計画の推進

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
連携のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市民・事業者・市が環境を軸として連携するしくみを整備します。</li> <li>○ 市民団体間の情報交換や人的交流を支援します。</li> </ul>	環境課

### ■環境保全活動

取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
環境保全活動の支援	◎ 市民団体・事業者による環境保全活動への協力・支援を行います。	環境課
協働による水辺環境の保全	○ 県によるリバーフレンドシップ制度*などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進します。【再掲1-1】	建設課
環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市内一斉環境美化活動を実施し、環境美化の意識高揚を図ります。【再掲3-3】</li> <li>◎ 地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。【再掲3-3】</li> <li>○ ボランティアによる道路の環境美化活動を支援します。【再掲3-3】</li> </ul>	環境課

### ■開発時の環境配慮

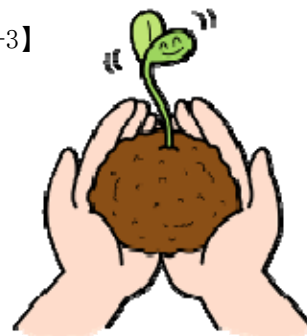
取組内容	取組内容の詳細	(担当課)
開発時の環境への配慮の推進	○ 一定規模以上の土地の利用に当たっては、地域の良好な自然環境及び生活環境の保全のため、十分配慮するよう指導を行います。	都市計画課

## ⑥市民の取組

- ◎ 環境保全活動に主体的に取り組みます。
- ◎ 地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。【再掲 3-3】
- 環境関連イベントに参加・協力します。
- 河川清掃や美化活動に参加・協力します。【再掲 1-1】

## ⑦事業者の取組

- ◎ 従業員の様々な市民活動への参加・協力を奨励します。
- ◎ CSR\*（企業の社会的責任）活動を拡大します。
- ◎ 地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。【再掲 3-3】
- 環境関連イベントに参加・協力します。
- 河川清掃や美化活動に参加・協力します。【再掲 1-1】
- 開発行為を行う場合は、地域の環境保全に配慮します。





## コラム

### 省エネルギー行動のススメ

- ①夏の冷房時の室温は 28℃を目安に  
年間 約 670 円の節約 約 10.6 kg の CO<sub>2</sub> 削減
- ②電球形蛍光ランプに取り替える  
年間 約 1,850 円の節約 約 29.4 kg の CO<sub>2</sub> 削減
- ③テレビを見ないときは消す  
年間 約 370 円の節約 5.9 kg の CO<sub>2</sub> 削減 (液晶テレビの場合)  
年間 約 1,240 円の節約 19.8 kg の CO<sub>2</sub> 削減 (プラズマテレビの場合)
- ④冷蔵庫にもものを詰め込み過ぎない  
年間 約 960 円の節約 約 15.3 kg の CO<sub>2</sub> 削減
- ⑤電気ポットを長時間使用しないときはプラグを抜く  
年間 約 2,360 円の節約 約 37.6 kg の CO<sub>2</sub> 削減
- ⑥入浴は間隔をあけずに  
年間 約 5,270 円の節約 約 87.0 kg の CO<sub>2</sub> 削減
- ⑦シャワーは不必要に流したままにしない  
年間 約 2,760 円の節約 約 29.1 kg の CO<sub>2</sub> 削減
- ⑧洗濯物はまとめて洗う  
年間 約 3,950 円の節約 約 2.1 kg の CO<sub>2</sub> 削減



## コラム

### エコドライブ

エコドライブとは、環境負荷の低減に配慮した自動車使用のことであり、省エネルギーとともに、自動車排出ガスの削減につながり、大気汚染対策にも有効です。

自動車を運転する際には、以下に示すようなエコドライブを実践しましょう。

- ① やさしい発進を心がけましょう。
- ② 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。
- ③ エンジンブレーキを積極的に使いましょう。
- ④ 車内を冷房で冷やし過ぎないようにしましょう。
- ⑤ 無用なアイドリングはやめましょう。
- ⑥ エンジンをかけたらずぐに出発しましょう
- ⑦ 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害などの情報をチェックしましょう。
- ⑧ タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。
- ⑨ 不要な荷物は積まないようにしましょう。
- ⑩ 渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。



【資料：チャレンジ25キャンペーン エコドライブ10のススメ】

## 第4章 計画の推進

計画を策定した後、「どのように計画を推進・管理し、取り組んでいくのか」ということが最も大切です。

本章では、計画の内容を確実に推進するための体制や進行管理の方法、環境保全活動の促進方策などについて示します。



牧之原大茶園

## 第1節 計画の推進体制

計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、協働により環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。

各主体の代表者で構成する環境審議会や庁内の横断的組織、国・県・周辺市町との連携・協力により、計画の推進を図っていきます。

ここでは、計画を推進する主体とその役割について示します。

### 1 市民

#### ■市民

市民は、日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業などを実施していくことも期待されます。

- \* 第3章に示す市民の取組をはじめ、環境保全活動を積極的に実践します。
- \* 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

#### ■市民団体・NPO

市民団体・NPO\*は、市内の環境保全活動の推進に当たって主導的な役割を果たすとともに、市・市民・事業者の協働を促進するコーディネーターとして期待されます。

- \* 第3章に示す市民の取組をはじめ、その専門的な立場から市民による環境保全活動を主導します。
- \* コーディネーターとして、市民・事業者・市の協働の促進をサポートします。
- \* 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

### 2 事業者

事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、公害の防止や自然環境の保全など、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業などを実施していくことも期待されます。

- \* 第3章に示す事業者の取組をはじめ、企業のCSR\*活動をはじめとした環境保全活動を積極的に実践します。
- \* 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

## 3 市

### ■環境審議会

島田市環境基本条例第19条に基づき、市長が委嘱する委員15人以内により組織されています。

- \* 市長の諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項について調査・審議します。
- \* 環境の保全及び創造に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

### ■環境管理委員会・幹事会

島田市環境基本条例第20条第2項に基づき、庁内に設置する横断的な推進組織です。なお、環境管理委員会の下に幹事会があります。

- \* 計画の進行管理や効果的な取組の検討、複数の所管による関連事業の調整を行います。

### ■庁内各課

出先機関を含めた全ての部署が率先して計画を推進します。

- \* 第3章に示す市の施策に環境配慮を織り込むとともに、その進捗状況を把握し、環境管理委員会及び幹事会に報告します。

### ■事務局（環境課）

環境審議会や環境管理委員会、市民や事業者と市を結ぶ窓口の役割を果たすため、環境課を計画推進事務局と位置付けます。

- \* 各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口としての役割を果たすとともに、環境管理委員会や環境審議会の事務・とりまとめなどを行います。

## 4 国・県・周辺市町

今日の幅広い環境課題の解決には、広域的な取組とともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、国・県や周辺市町などとの連携・協力を努めていきます。





## 第2節 計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、施策や取組の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。

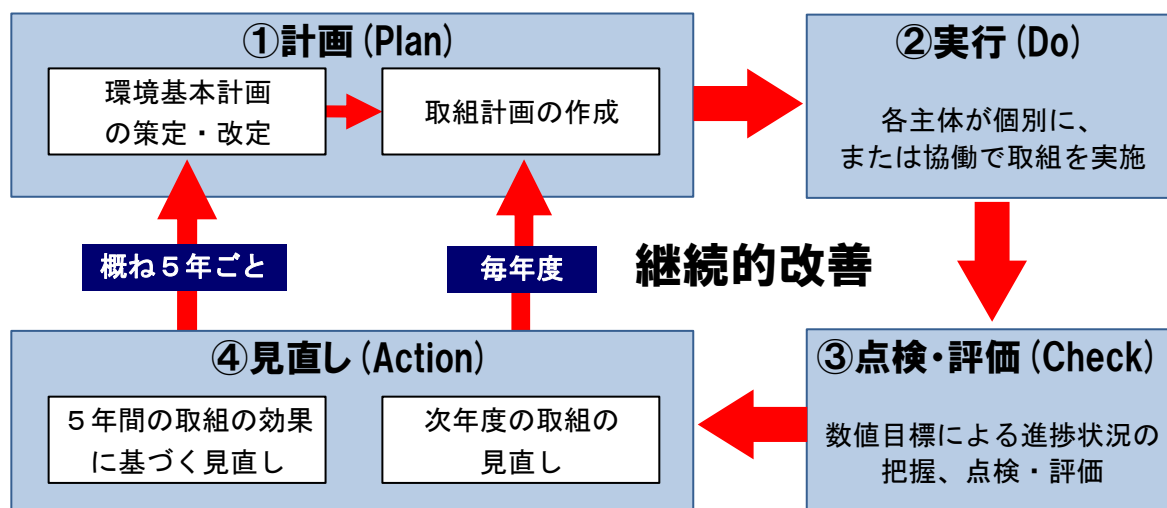
ここでは、計画の進行管理の手法について示します。

### 1 「P・D・C・A」サイクルを活用した進行管理

本計画は、環境マネジメントシステム\*の手法を導入して進行管理を行います。

環境マネジメントシステムとは、「計画 (Plan)」を立て、それを「実行 (Do)」し、その達成度を「点検・評価 (Check)」し、結果を基に「見直し (Action)」を行うという“P・D・C・A”を1サイクルとし、このサイクルを繰り返し行うことにより取組の実効性を確保していく手法です。

本計画における取組の期間は10年間ですが、毎年度、施策の実施状況を点検・評価し、次年度の取組計画などへ反映します。また、社会経済及び環境の状況変化や計画の進捗状況並びに他の計画などとの整合を図るため、中間の平成30年度に見直しを行うこととします。

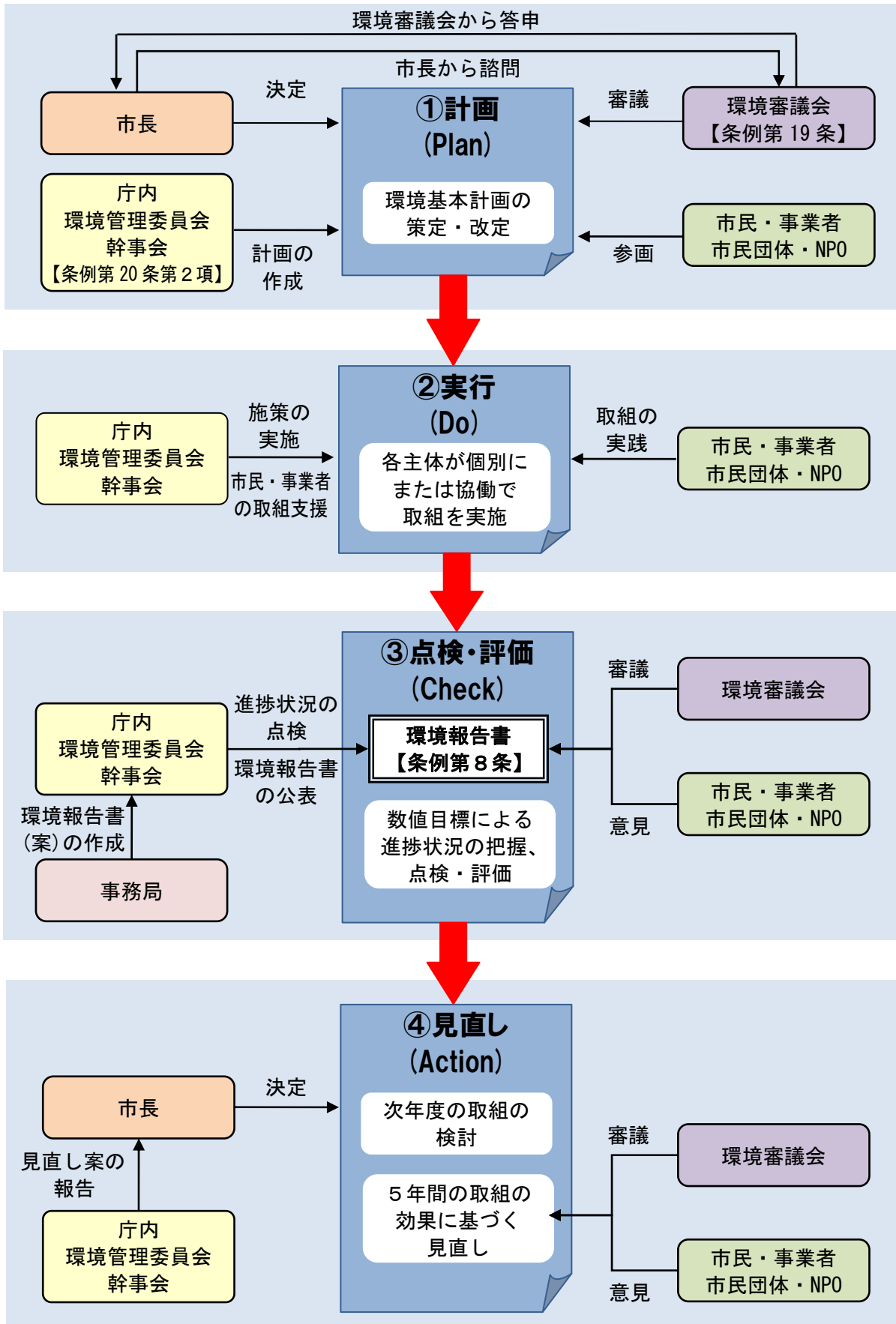


### 2 環境報告書による進行管理の状況や評価の公表

進行管理の状況は、環境基本条例第8条に規定された年次報告書として「島田市環境報告書」のとりまとめを行い、ホームページや広報紙などの各種媒体を活用して公表します。

また、公表した「島田市環境報告書」について広く意見を募集し、次年度以降の計画の推進に反映させるとともに、次年度の「島田市環境報告書」に寄せられた意見とそれに対する市の回答を掲載します。





## 第3節 環境保全活動を促進するための制度

本計画の実効性を高めるためには、市の施策のみならず、市民・事業者による自主的な取組が必要です。そのため、「環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）」を創設し、市民・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

### 1 環境保全活動登録制度(しまだエコ活動)の概要

環境基本計画の推進に資すると期待される環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援し、環境基本計画の推進と市民・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

### 2 しまだエコ活動の定義

「しまだエコ活動」とは、以下の①及び②にあてはまる環境保全活動とします。

#### 【定義】

- ① 市民及び事業者が市内で行う環境保全活動
- ② 第2次島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動

### 3 しまだエコ活動の登録の流れ

「しまだエコ活動」の登録までの流れは以下のとおりです。

#### 【登録までの流れ】

- ① 「しまだエコ活動」への登録を希望する市民・事業者（以下「申請者」という。）は、所定の「登録申請書」の様式により、登録を申請します。
- ② 市は、登録申請書の内容を確認し、計画の推進に寄与すると期待される場合は、「しまだエコ活動」として登録します。
- ③ 登録を受けた申請者は、活動終了後、所定の「しまだエコ活動レポート」の様式により、活動の実績を報告します。

※登録数に上限は設けません。

### 4 しまだエコ活動への支援

「しまだエコ活動」への支援は以下のとおりです。

#### 【支援内容】

- \* 市のホームページ及び島田市環境報告書などで名称、活動内容の概要を紹介します。
- \* 市から各種環境情報を提供します。
- \* 活動促進のための資金助成制度を検討します。

## 第4節 その他の計画の推進方法

個別計画との調整、計画の周知・広報、予算措置など、計画を推進するための方策やその方向性について示します。

### 1 計画の周知・広報

環境基本計画の周知・広報のため、計画書及び概要版の配架（市役所、図書館、公民館など）、ホームページへの掲載などを行うほか、「広報しまだ」などによる広報を行います。

また、環境に関するイベントや出前講座<sup>★</sup>などで周知するなど、あらゆる場面における広報を心がけます。

### 2 予算措置

本計画に掲げられた取組を実施するため、計画の進捗状況や取組の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。特に計画中に位置付けた重点取組については、優先的な予算の確保に努めます。

### 3 個別計画との調整

本計画は島田市総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、島田市環境基本条例第9条により、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施する場合は、本計画との整合を図ります。

### 4 広域的な連携・協力

市内の環境を保全・改善するためには、本計画に掲げられた取組だけにとどまらず、国・県などの行政機関や周辺市町との連携・協力を図ることが必要です。

今後も広域的な取組が必要な施策については、関係する行政機関や周辺市町との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めます。



## コラム

### 島田市環境市民会議

市民や事業者の皆さんの意見を計画に反映させるため、「島田市環境市民会議」を開催し、ワークショップ形式による計画案の検討を行いました。

会議では、毎回グループ内で進行役や書記、発表者などの役割分担を行いながら、環境課題の抽出、望ましい環境像の検討、各主体の取組の検討、重点取組の検討などを行いました。



#### 【参加者の意見・感想】（アンケートより抜粋）

- 環境問題を真剣に考えている市民がたくさんいるということが分かって良かったです。
- この会議は、市民の環境意識を高めることも目的としていたのではないかと感じました。
- 市民に浸透するように実践したら、素晴らしい市になると思います。
- 同じグループの方々に随分教えられた会議でした。楽しかった5回でした。
- 勉強になりました。お互いに刺激し合って、レベルアップを図っていききたいと思います。
- 自分自身にとってもステップアップになる良い機会でした。
- これまでの会議を無駄にすることのない様に、市民の一人として実行していきたいです。
- 発言したこと、書いたことは、一旦全てまとめの資料に集約されていたことは大変良い。あとは、それらをどう採用するかであるが、方針、考え方を統一してほしいです。
- 環境の取組について勉強になりました。
- 行政と市民（市民団体）が一緒になって協力して、計画から実行までやる協働の取組がぜひ欲しいと思います。そうすることによって、行政との意識の共有化、信頼感、達成感が生まれ、うまく動き出すと心から思います。
- 期間としては長かったです。今では早かったと感じました。
- 環境基本計画が市だけのものにならないように、これからも出来ることから協力させていただきます。
- 計画の中身も大事だと思いますが、どのように周知・教育していくかが大事だと思います。



ワークショップの成果品



島田市環境市民会議メンバー



## 資料編

---

計画策定の経緯、委員名簿、諮問・答申文、島田市環境基本条例、アンケート調査結果の概要、用語解説などを掲載します。

## 資料1 計画策定の経緯

<b>平成 23 年</b>		
8月 11日	第1回環境管理委員会	○計画策定の概要説明 ○策定手順の検討
8月 25日	第1回環境審議会	○計画策定の概要説明 ○策定手順の検討
11月～12月	島田市環境基本計画 意識調査	○事業者:150 事業所(有効回答率 61.3%) ○中学生:201 人(有効回答率 100%)
12月 14日	第2回環境管理委員会	○環境基礎調査の中間報告
<b>平成 24 年</b>		
1月	島田市環境基本計画 意識調査	○市民:1,000 人(有効回答率 44.6%)
1月 26日	第2回環境審議会	○環境基礎調査の中間報告
3月 21日	第3回環境管理委員会	○環境基礎調査の結果報告 ○策定スケジュールの説明
3月 29日	第3回環境審議会	○環境基礎調査の結果報告 ○策定スケジュールの説明
7月 11日	第1回環境市民会議	○環境の現状と課題の検討
13日	第4回環境管理委員会	○計画の基本的事項の検討
19日～31日	第1回環境管理委員会部会(幹事会)	○策定スケジュールの説明 ○計画の基本的事項の検討
26日	第2回環境市民会議	○望ましい環境像と将来イメージの検討
31日	第4回環境審議会	○計画の基本的事項の検討
8月 23日	第3回環境市民会議	○市の施策、市民・事業者の取組の検討
9月 20日	第4回環境市民会議	○市の施策、市民・事業者の取組の検討 ○重点取組の検討
9月 24日	第2回環境管理委員会部会(幹事会)	○環境の現状と課題の検討
～10月 4日		○施策の検討
10月 2日	第5回環境市民会議	○望ましい環境像の検討 ○市の施策、市民・事業者の取組の検討 ○計画の推進方法について検討
18日	第5回環境管理委員会	○望ましい環境像についての検討 ○環境の現状と課題についての検討 ○施策の検討
11月 7日	第5回環境審議会	○望ましい環境像についての検討 ○環境の現状と課題についての検討 ○施策の検討
11月 12日	第3回環境管理委員会部会(幹事会)	○数値目標の検討 ○計画案の検討
21日	第6回環境管理委員会	○計画案の検討
12月 17日	第6回環境審議会	○計画案の検討 ○市長から環境審議会への諮問
12月 25日	パブリックコメントの実施 (平成 25 年1月24日まで)	○市のホームページなどで公開
<b>平成 25 年</b>		
2月 5日	第7回環境管理委員会	○計画案の検討
2月 15日	第7回環境審議会	○計画案の検討 ○答申案の検討
2月 26日	答申	○環境審議会から市長への答申
3月	計画策定	

## 資料2 委員名簿

### (1) 島田市環境審議会（敬称略）

区分	氏名	所属など	備考
学識	落合 泰	エコアクション21審査人	会長
	松永 和彦	社団法人島田市医師会 理事	
	平井 一之	一般社団法人静岡県環境資源協会 理事	副会長
市民	大須賀 隆	島田市自治会長連合会 会長	
	河村 元	NPO 法人環境市民くらぶ 理事	
	天野 美枝子	環境フェアネットワーク島田 代表	
	田村 朋子	金谷ライフクリエイターサークル 代表	
	白瀧 準	NPO まちづくり川根の会 代表	
事業者	仲安 寛	島田商工会議所 専務理事	
	太田 真一郎	社団法人島田青年会議所	平成 23 年 11 月まで
	白坂 成吾	社団法人島田青年会議所 特別理事	平成 23 年 12 月から
	揚張 旨彦	特種東海製紙(株) 事務部 部長	平成 23 年 11 月まで
	寶勝 智貴	特種東海製紙(株) 事務部 マネージャー	平成 23 年 12 月から
	奥谷 佳史	クノール食品(株)東海事業所 設備管理課長	
	細澤 隆	中部電力(株)島田営業所 所長	
行政	鈴木 守正	静岡県くらし・環境部環境局生活環境課 課長	

【区分】学識＝学識経験者 市民＝市民代表 事業者＝事業者代表 行政＝関係行政機関

### (2) 島田市環境市民会議（敬称略）

池原 智彦	石川 正之	小野田 譲治	加藤 高明	北川 良二
酒井 秀一郎	提坂 とみ	佐野 邦代	澤口 弘典	鈴木 金秀
伊達 元	中村 正男	長島 博雄	西野 龍一	野島 恵美子
橋本 貴之	平口 美矢子	牧野 雄介	増田 直樹	森 悦子
諸田 昌太郎	山村 欽一郎	山村 隆康	山村 友子	山本 麻美

(3) 庁内策定委員会

①環境管理委員会

役名	平成 23 年度		平成 24 年度	
	所属 職名	氏 名	所属 職名	氏 名
委員長	環境経済部長	久保田 正	生活環境部長	久保田 正
副委員長	企画部長	石間 鉦哉	企画部長	石間 鉦哉
委員	総務部長	渡辺 学	総務部長	渡辺 学
	市民福祉部長	甲賀 房江	市民福祉部長	甲賀 房江
	スポーツ文化部長	前田 勇夫	スポーツ・経済部長	前田 勇夫
	建設部長	小澤 啓次	建設部長	佐久間 章次
	教育部長	北川 清美	教育部長	北川 清美
	議会事務局長	村田 達己	議会事務局長	村田 達己
	消防本部消防長	鈴木 昌之	消防本部消防長	鈴木 昌之
	市立島田市民病院 事務部長	中野 恵之	市立島田市民病院 事務部長	中野 恵之

②環境管理委員会部会（幹事会）

部会	構成
自然環境部会	企画調整課長、水道課長、スポーツ課長、農政課長、都市計画課長、建設課長、市街地整備課長、環境課長
生活環境部会	下水道課長、商工課長、環境課長
資源循環部会	健康づくり課長、市民安心課長、農政課長、学校教育課長、環境課長
地球環境部会	企画調整課長、管財課長、市民安心課長、建築住宅課長、市街地整備課長、教育総務課長、環境課長
環境教育部会	都市計画課長、学校教育課長、社会教育課長、環境課長

## 資料3 諮問・答申文

### (1) 諮問文

島生環第 617 号  
平成 24 年 12 月 17 日

島田市環境審議会  
会長 落合 泰 様

島田市長 桜井 勝郎

#### 第 2 次島田市環境基本計画について（諮問）

このことについて、島田市環境基本条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 15 年 3 月に策定した島田市環境基本計画の計画期間が平成 24 年度で満了することから、島田市環境基本条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、第 2 次島田市環境基本計画について貴審議会に諮問します。

### (2) 答申文

平成 25 年 2 月 26 日

島田市長 桜井 勝郎 様

島田市環境審議会  
会長 落合 泰

#### 第 2 次島田市環境基本計画について（答申）

平成 24 年 12 月 17 日付け島生環第 617 号にて諮問のありました標記の件について、市民・事業者への意識調査、環境市民会議、庁内策定委員会による検討結果を踏まえ、当審議会において慎重なる審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、下記について特段のご配慮を願います。

#### 記

- 1 計画の推進に当たっては、計画の内容を分かりやすい表現で広く周知するとともに、市・市民・事業者は互いに連携・協働し合い、それぞれの役割分担のもとに主体的に取り組むこと。
- 2 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること。  
また、数値目標を定めた取組については、目標の達成に向け市民・事業者等への人的・物的・財政的支援策を検討すること。
- 3 計画の実効性を高めるため、毎年計画の進捗状況を公表するとともに、各主体の意見や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。



## 資料4 島田市環境基本条例

### ○島田市環境基本条例

(平成 17 年 条例第 103 号)

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者（以下「すべての市民」という。）の責務を明らかにし、すべての市民が一体となって、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を推進することにより、もって市民が良好な環境の恵みを受容するとともに、健康で文化的な生活を営む権利の確保を目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられ影響を及ぼすこと、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。

2 すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

#### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造を図る上で、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、市民及

び事業者が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

#### (市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、その普及、啓発活動等について積極的に参加する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境の破壊防止のため、植生の復元、緑地の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるに当たって生ずる環境への負荷の低減を図るとともに、再生資源の原材料への積極的な使用等事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる各種エネルギーの使用による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (環境基本計画)

第 7 条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、島田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## (年次報告)

- 第8条 市長は、毎年度、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して実施した施策について報告書を作成し、これを速やかに公表しなければならない。
- 2 市民及び事業者は、報告書が公表された日から市長が定める日までに、報告書について市長に意見書を提出することができる。
  - 3 市長は、報告書について島田市環境審議会に意見を聴かなければならない。

## (施策の策定に当たっての事前配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画に整合するよう配慮しなければならない。

## (事業者の事前配慮の促進)

- 第10条 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者の環境の保全及び創造についての事前配慮を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者との間に、環境の保全及び創造のために取るべき措置について定める協定を、必要に応じて締結するよう努めるものとする。

## (規制の措置)

- 第11条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要と認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響を考慮し、必要な措置を講ずるものとする。

## (経済的措置)

- 第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に係る環境の保全及び創造に関する活動を行う場合において、経済的な助成が必要と認められるときは、その措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

## (監視体制の整備等)

- 第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究に努めなければならない。

## (公害等の処理)

- 第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

## (公共的施設の整備等の推進)

- 第15条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設等環境の保全上必要な公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に係る事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

## (情報の提供)

- 第16条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供しなければならない。

## (国、県等との協力)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち、広域的な取組が必要と認める施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

## (財政上の措置)

- 第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の円滑な推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (環境審議会)

- 第19条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、島田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
  - 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験者
    - (2) 市民の代表
    - (3) 事業者の代表
    - (4) 関係行政機関の職員
  - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 委員は、再任されることができる。
  - 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

## (自主環境管理の促進)

- 第20条 市長は、地球環境の保全のため、率先し、環境への負荷を低減するための実行計画を策定するものとする。
- 2 市長は、前項の実行計画の推進と目標達成のため、環境管理委員会を設置するものとする。
  - 3 前項に定めるもののほか、環境管理委員会について必要な事項は、規則で定める。

## (委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

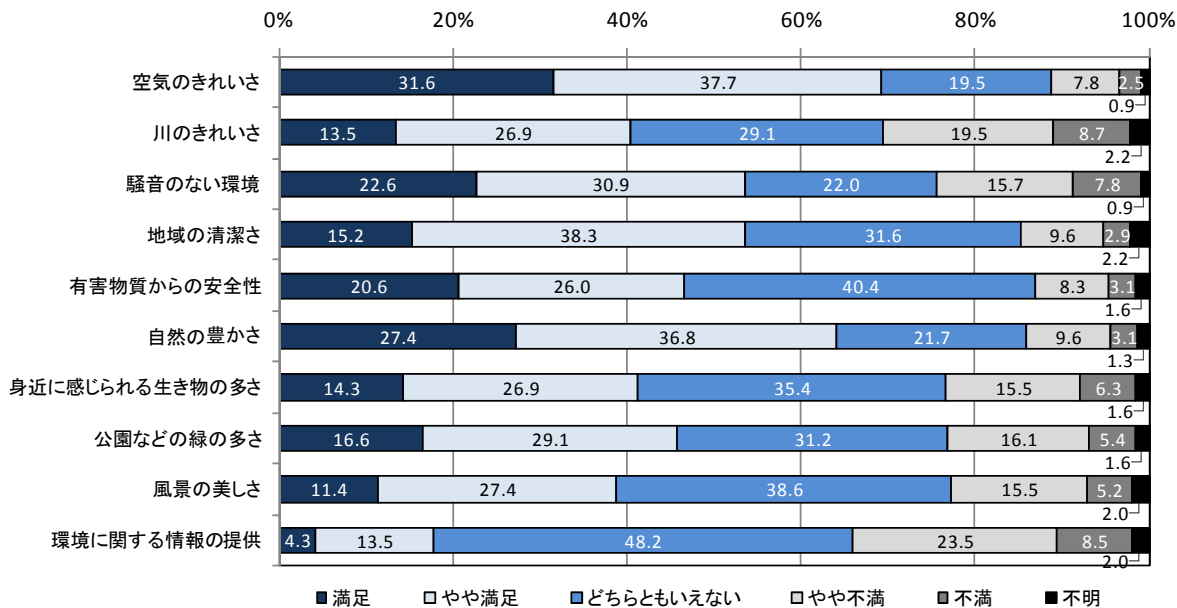
この条例は、平成17年5月5日から施行する。

# 資料5 アンケート調査結果の概要

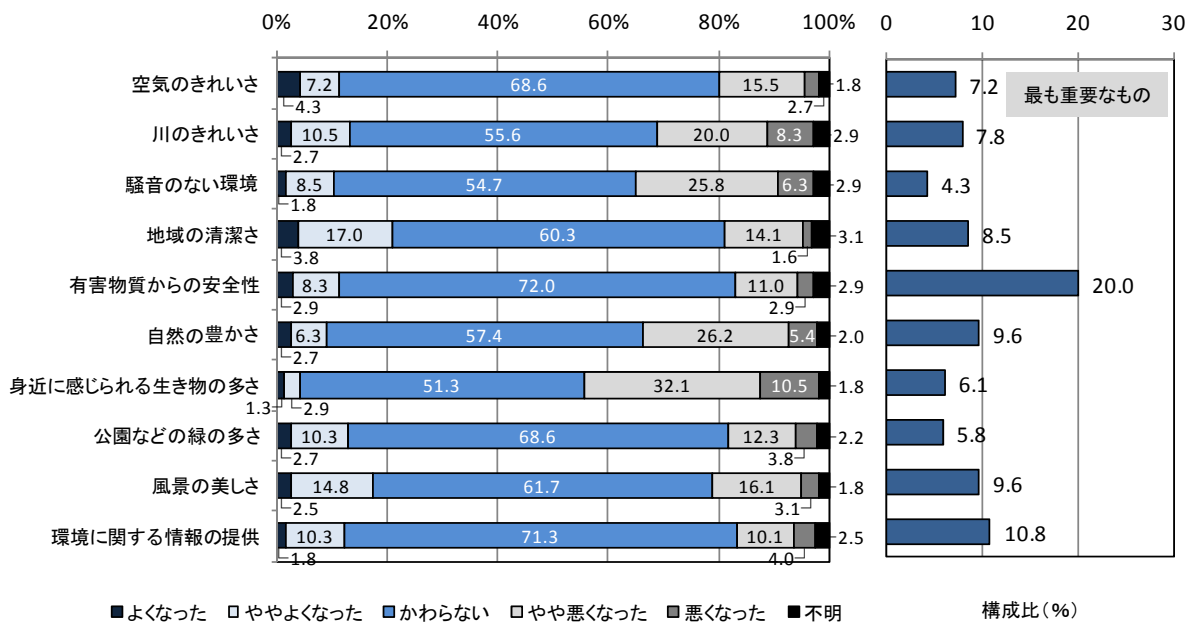
## (1) 市民アンケート

無作為抽出した20歳以上の市民1,000人にアンケート調査票を発送した結果、回収数446、有効回答数446、回収率は46.6%であった。

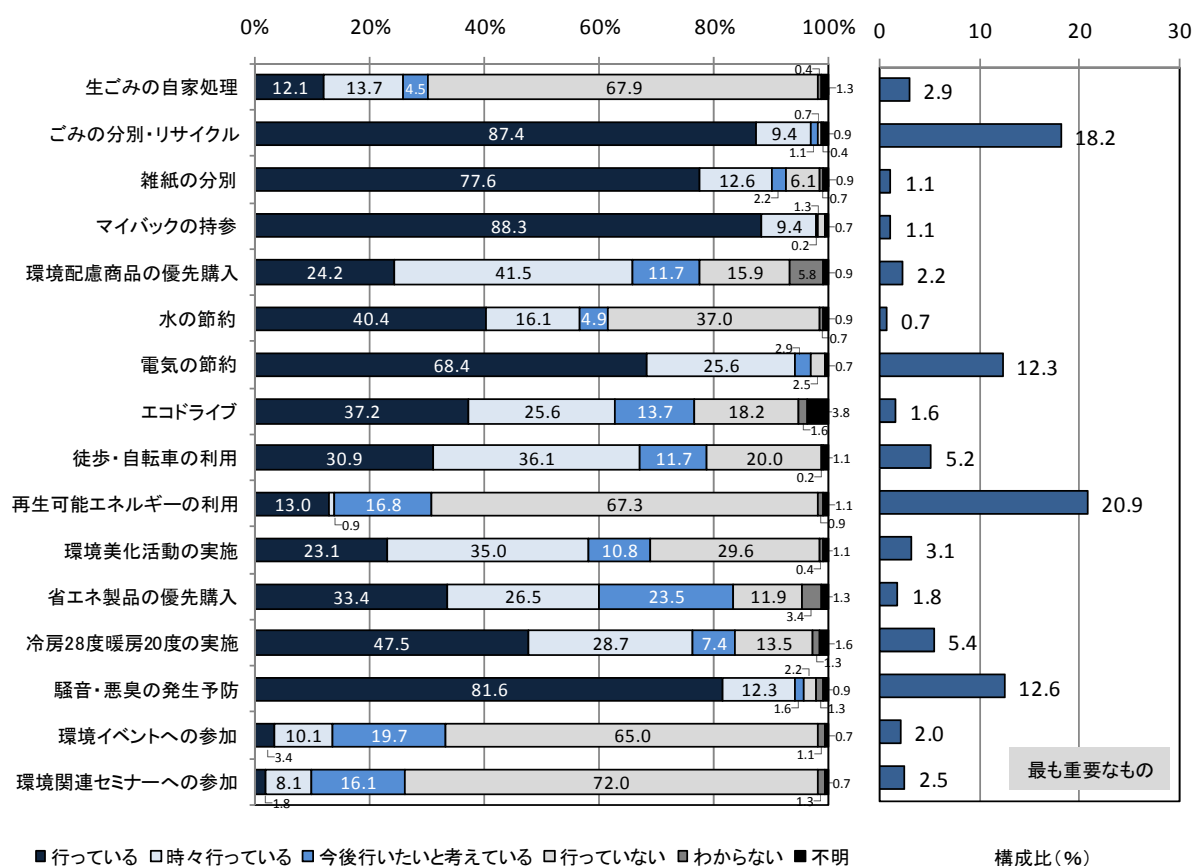
### ■地域の環境



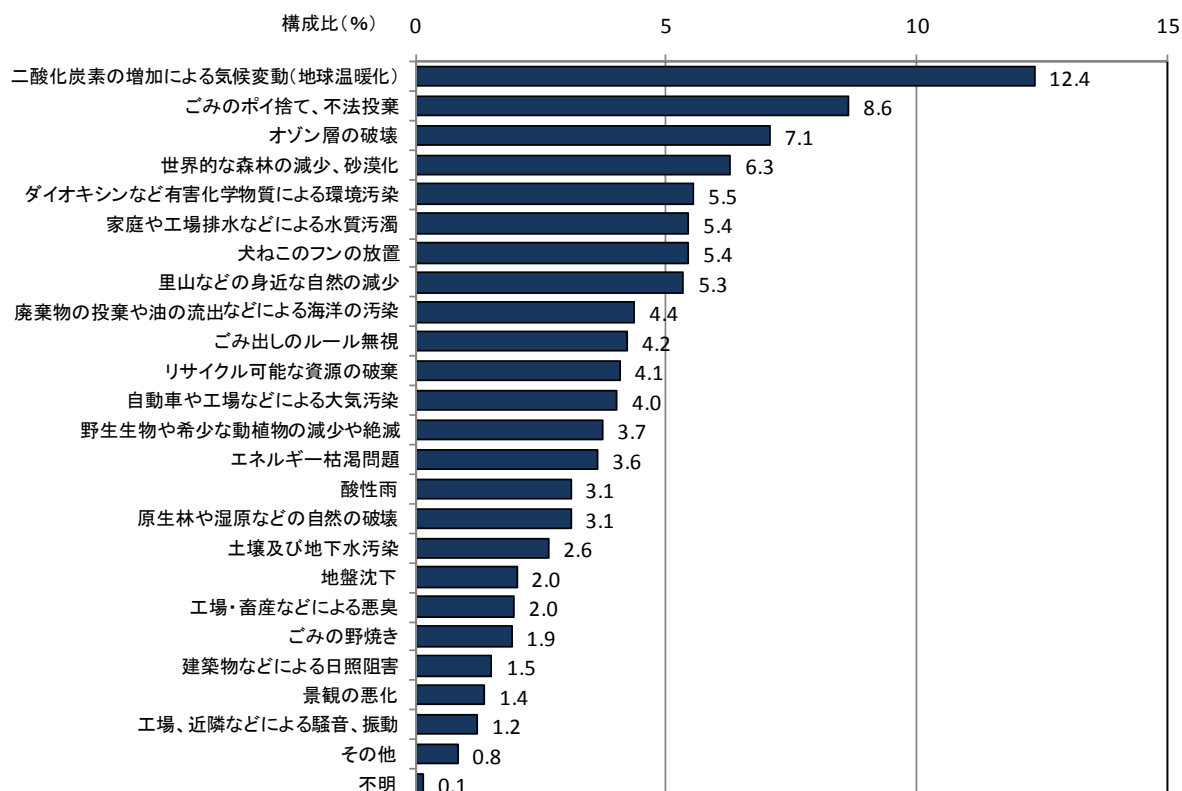
### ■10年前からの地域の環境の変化（左）とこれからの島田市で最も重要なもの（右）



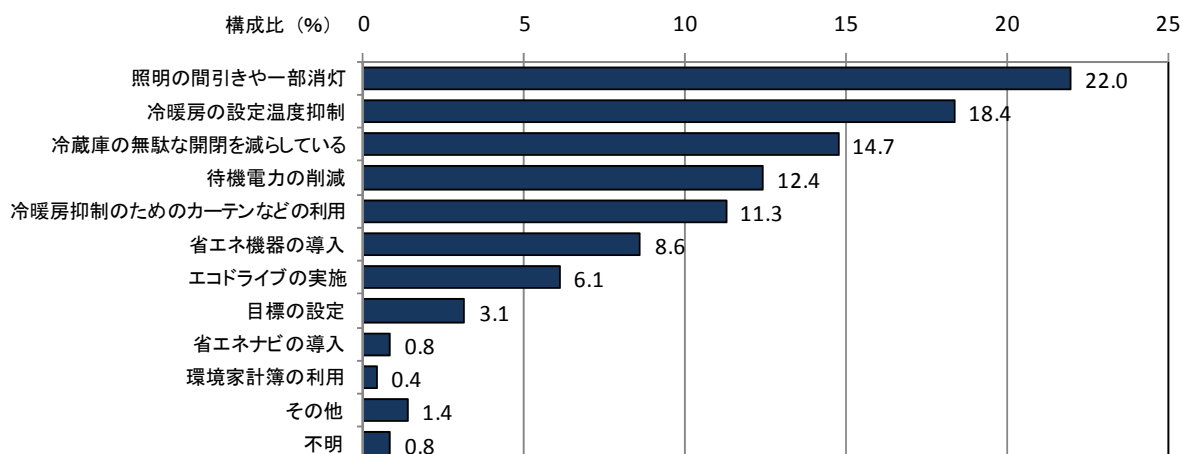
## ■ 日常生活における環境に対する配慮（左）とその中で最も重要なもの（右）



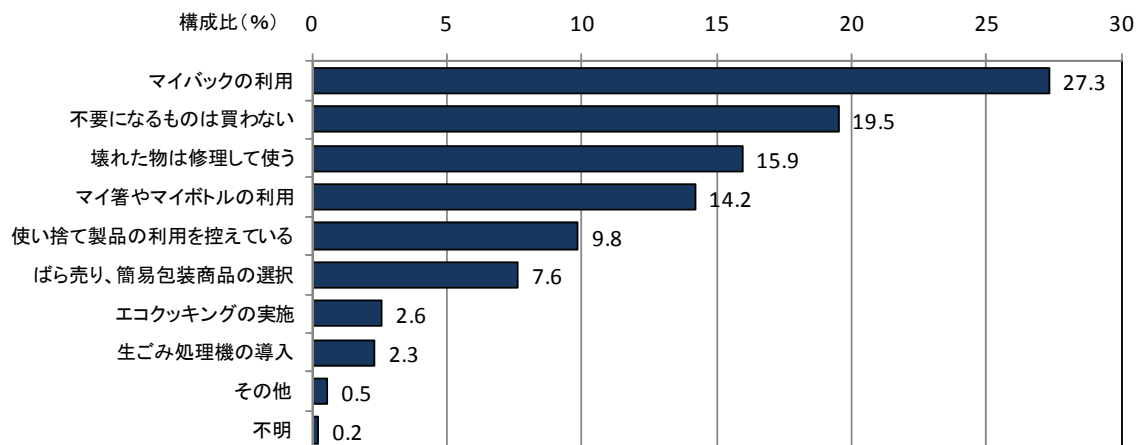
## ■ 関心のある環境問題



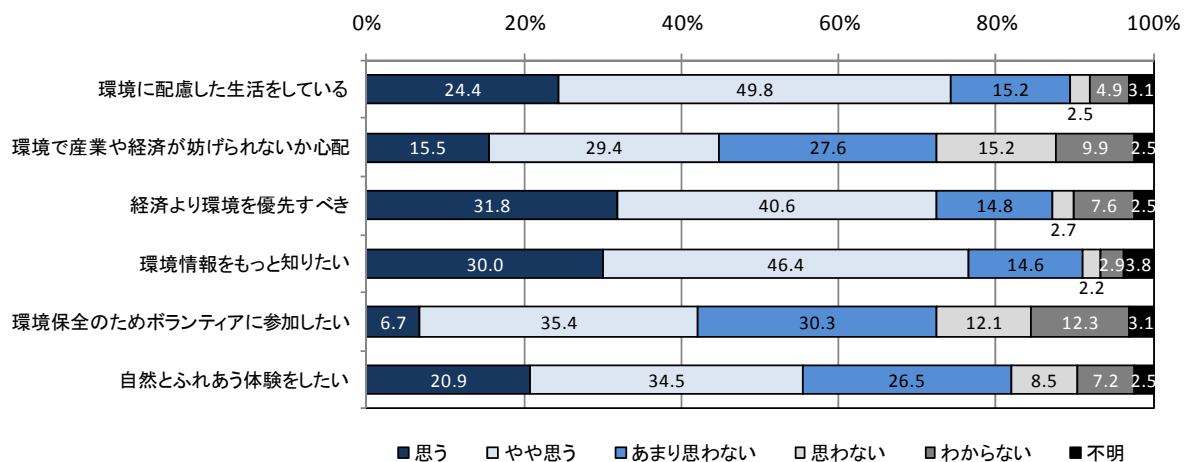
## ■家庭での省エネルギーの取組



## ■家庭でのごみ発生抑制の取組

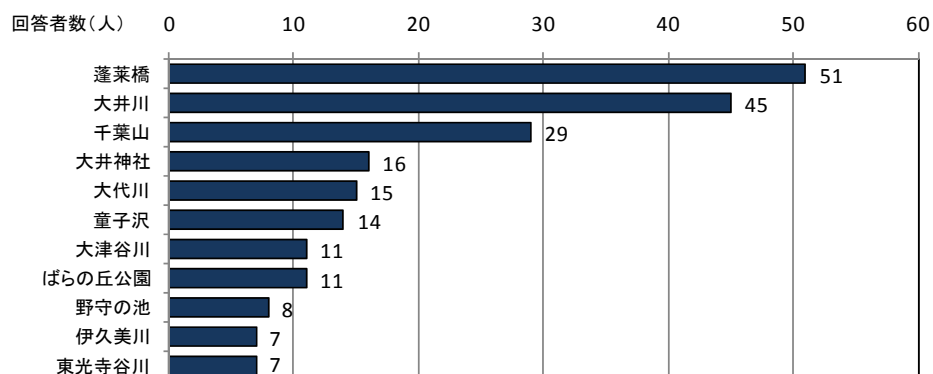


## ■環境に対する考え方

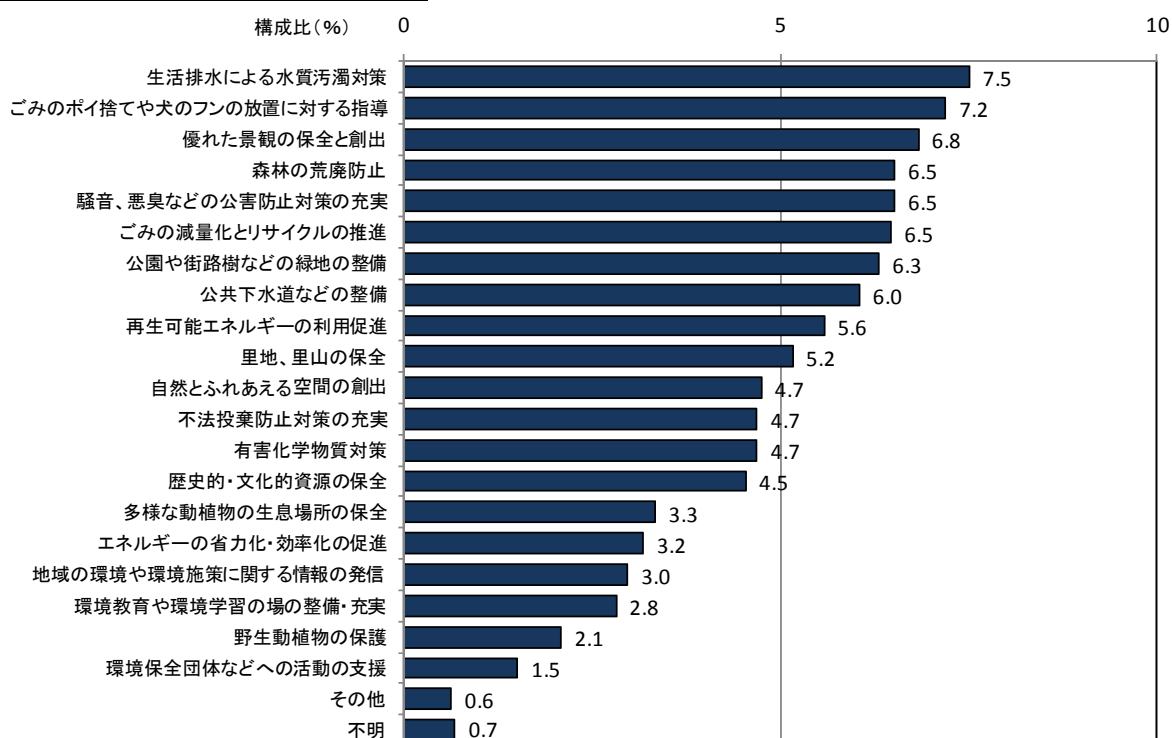




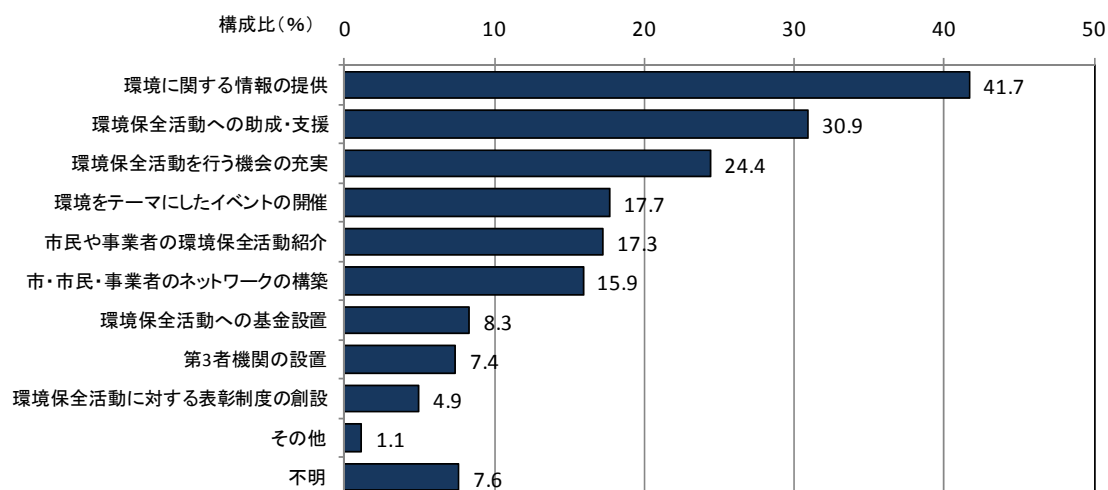
## ■ 大切だと思う場所または将来に残したい場所



## ■ 重点的に進めていくべき施策



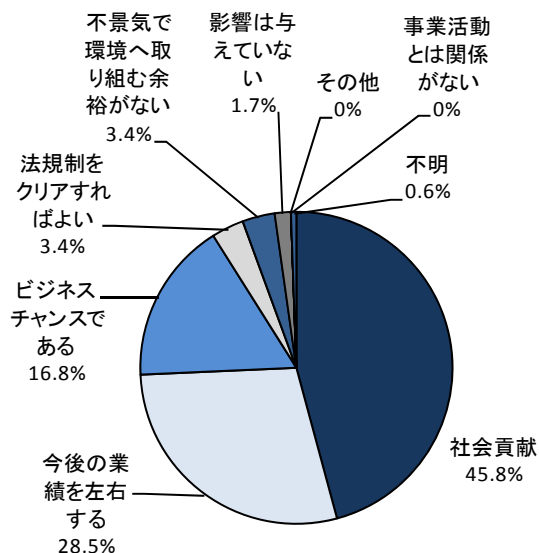
## ■ 環境保全活動の活性化に必要な取組



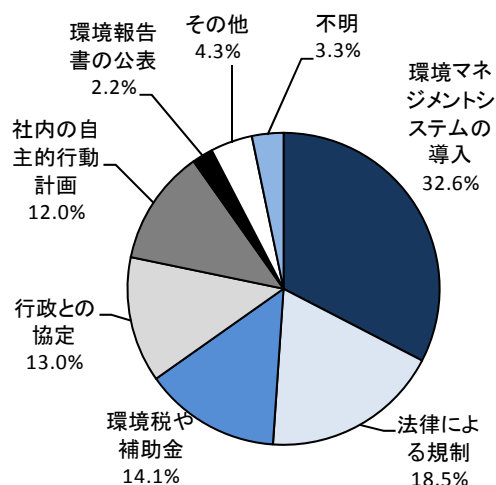
## (2) 事業者アンケート

無作為抽出した150社の事業所にアンケート調査票を発送した結果、回収数92、有効回答数92、回収率は61.3%であった。

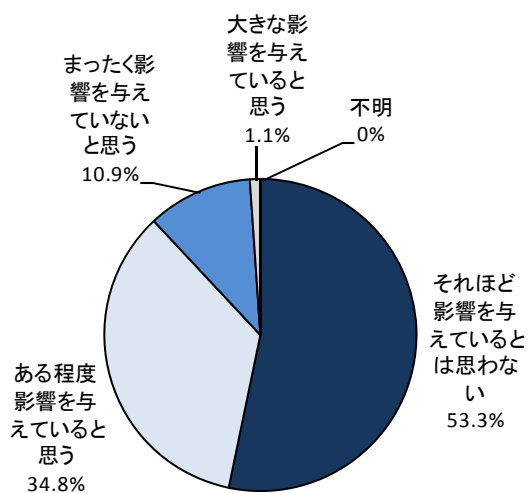
### ■環境への取組と事業活動のあり方



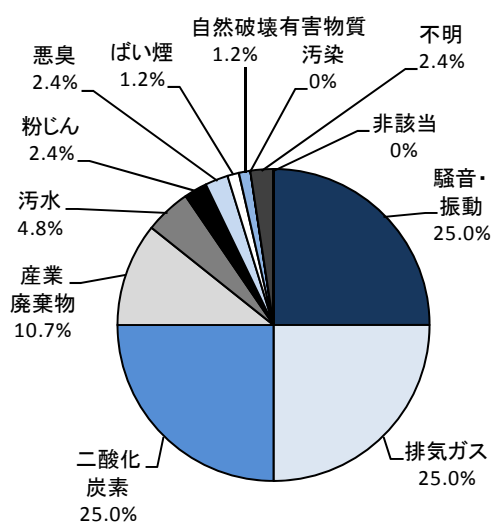
### ■有効であるとする政策や手法



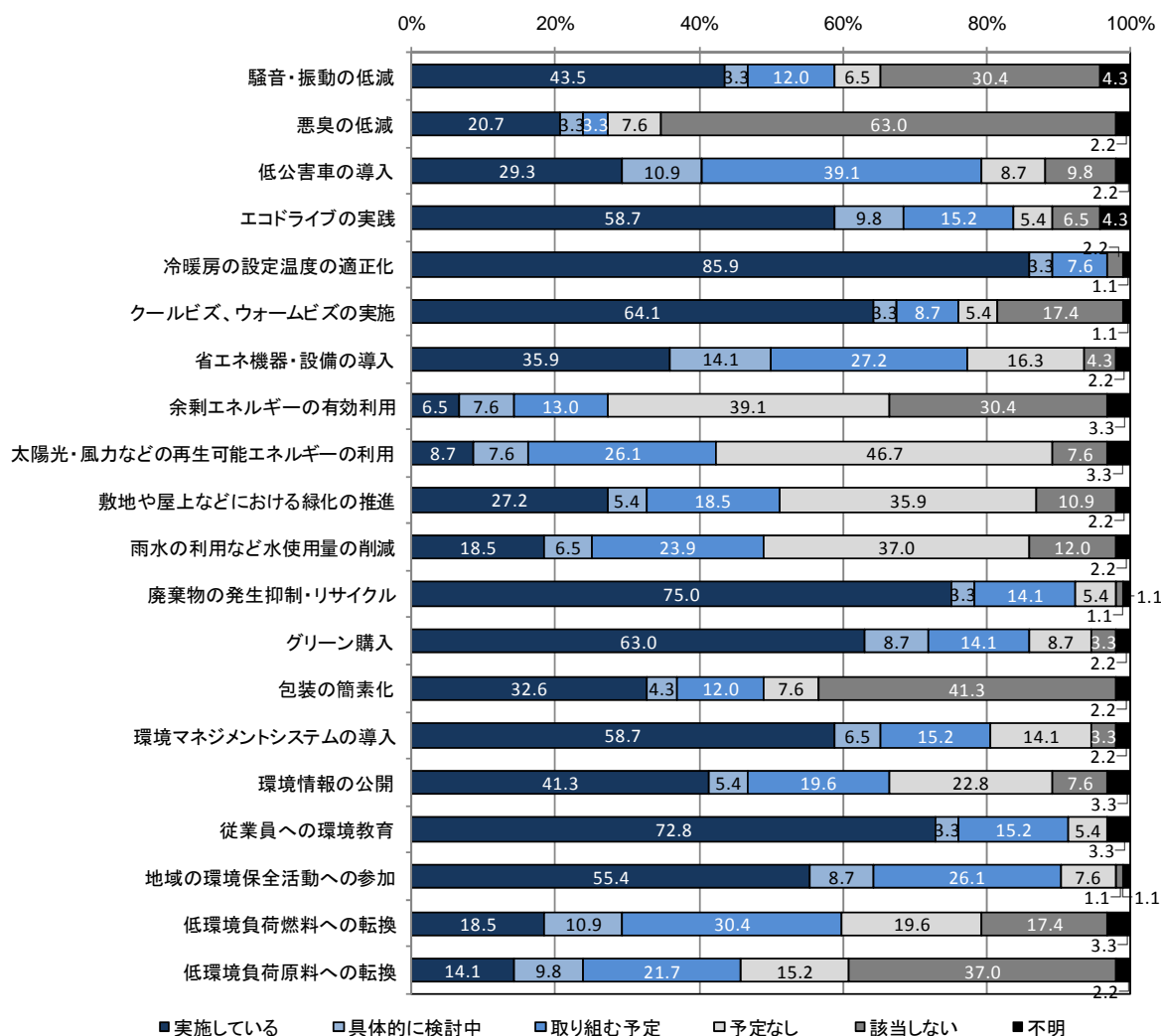
### ■事業活動による周辺環境へ影響



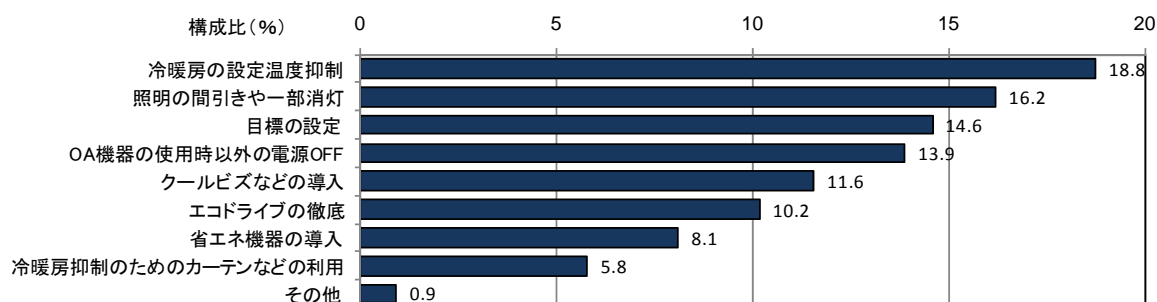
### ■特に影響を与えている事業活動



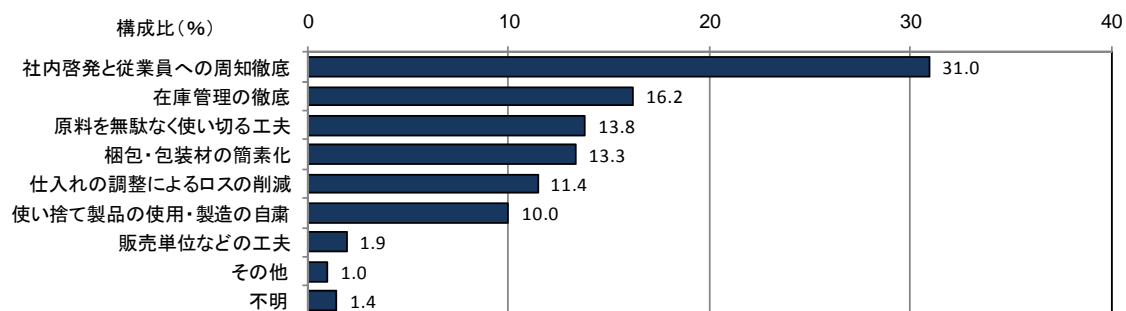
## ■環境保全のための取組実施状況



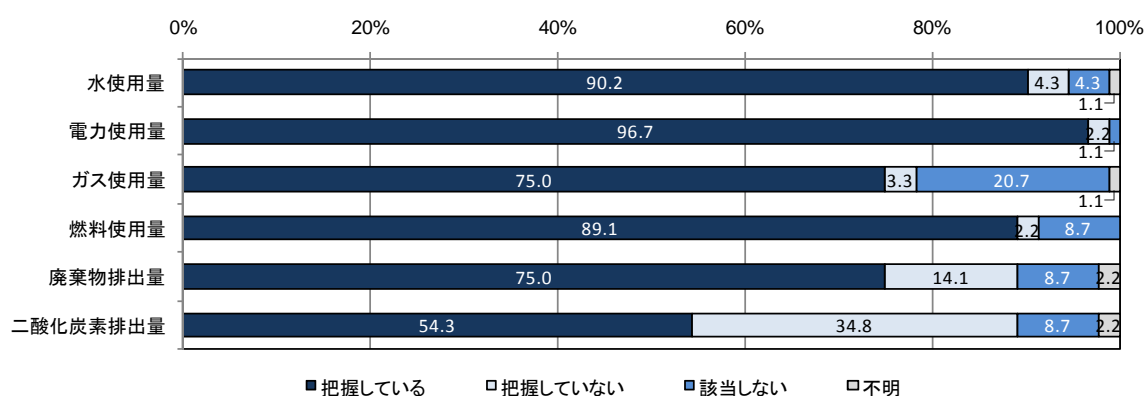
## ■重点的に行っている省エネルギーに関する取組



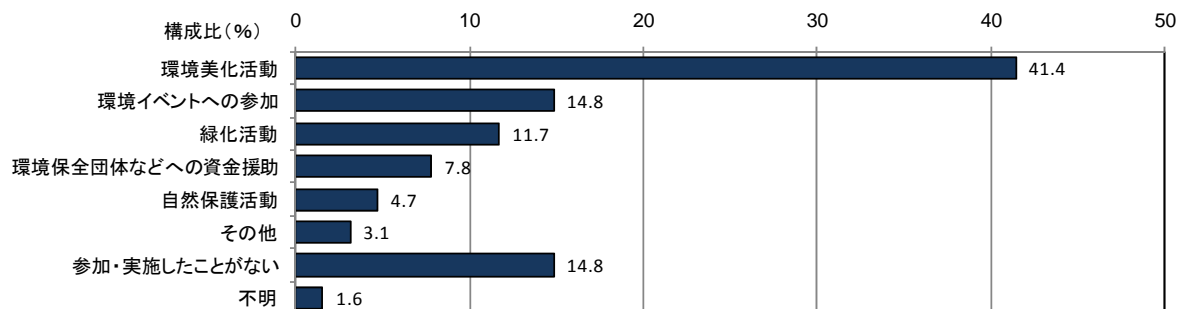
### ■重点的に行っている廃棄物の発生抑制に関する取組



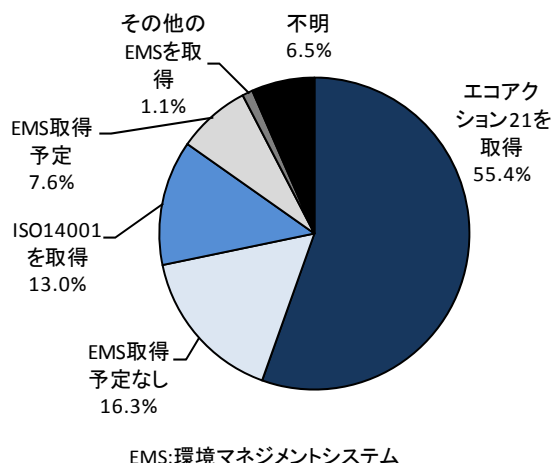
### ■資源使用量と廃棄物・二酸化炭素排出量の把握状況



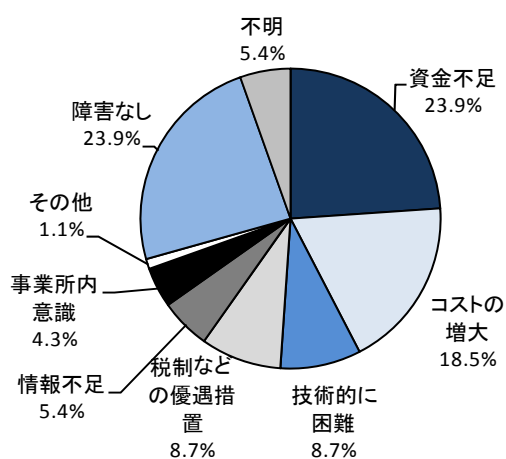
### ■参加または独自に実施した環境保全活動



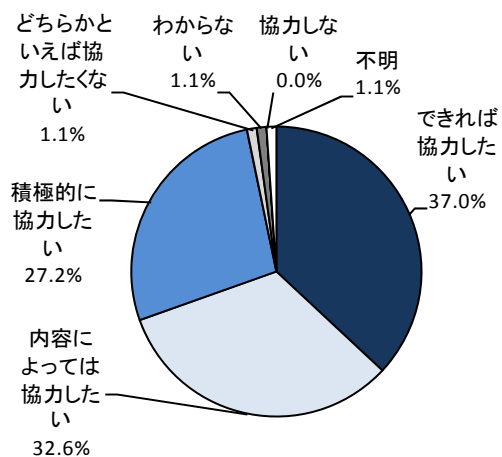
### ■環境マネジメントシステム取得状況



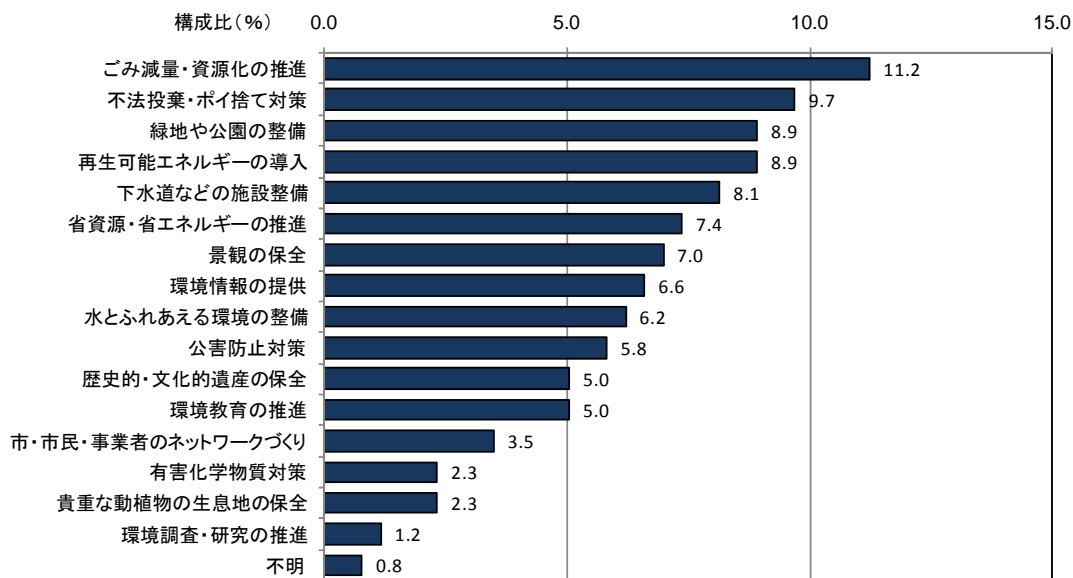
### ■環境保全活動の障害



### ■島田市が進める環境問題への取組



### ■島田市の環境行政に期待したいこと

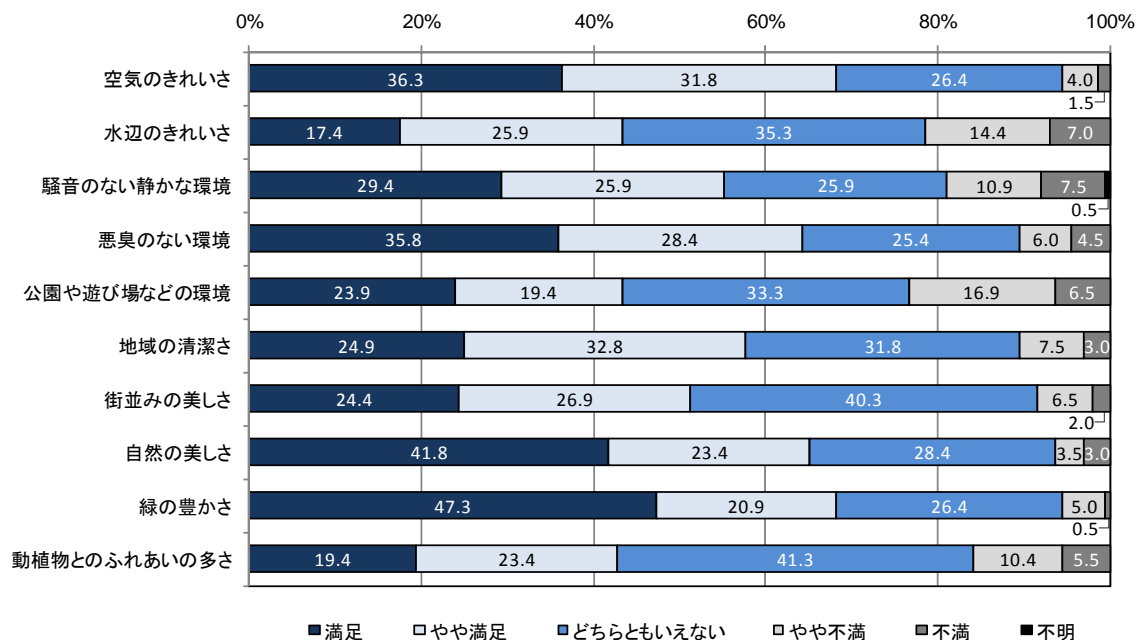




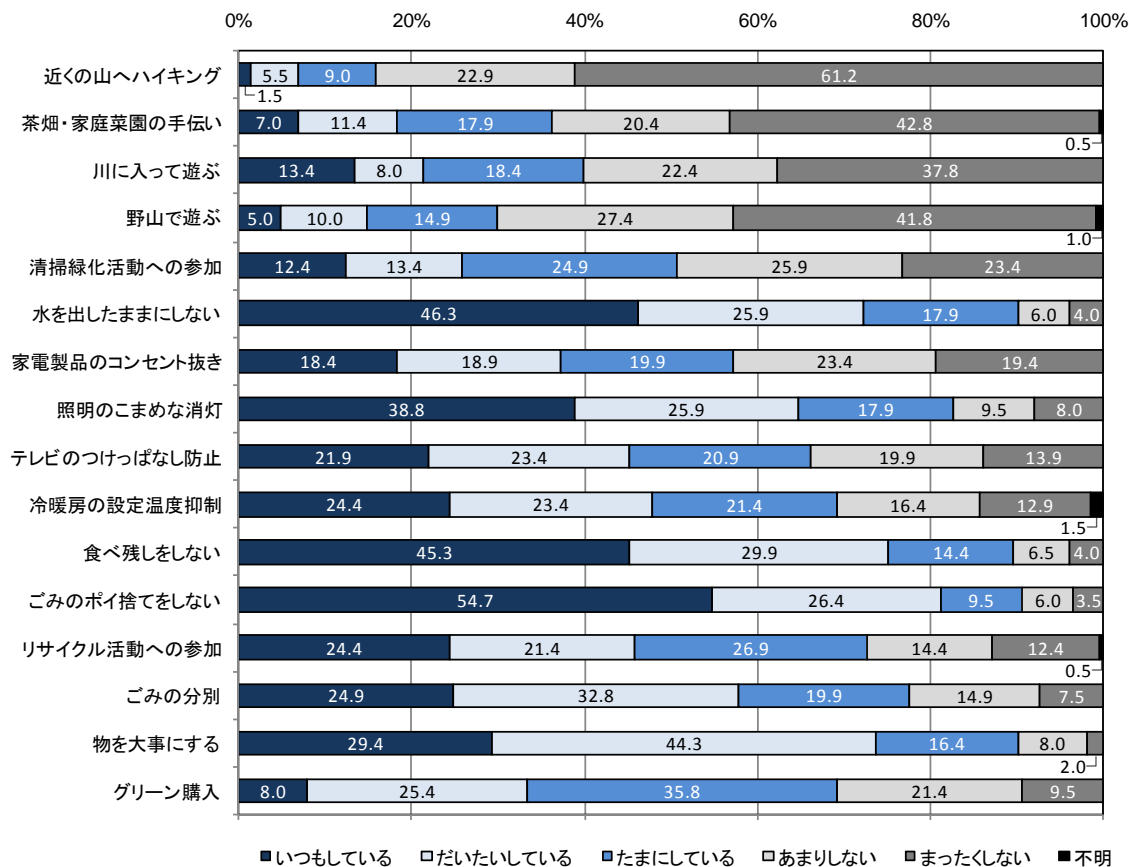
### (3) 中学生アンケート

市内の中学生 201 人にアンケート調査を依頼した結果、回収数 201、有効回答数 201、回収率は 100%であった。

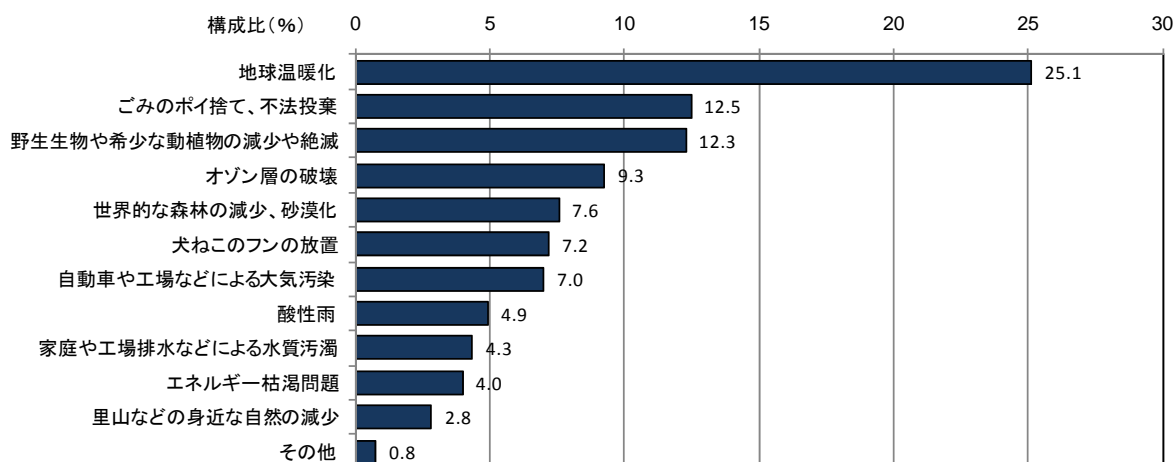
#### ■近くの環境



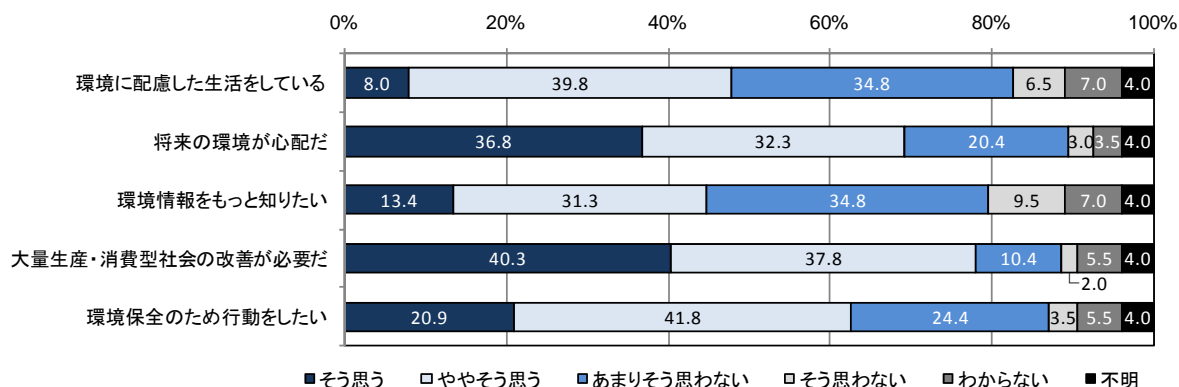
#### ■日頃の行動



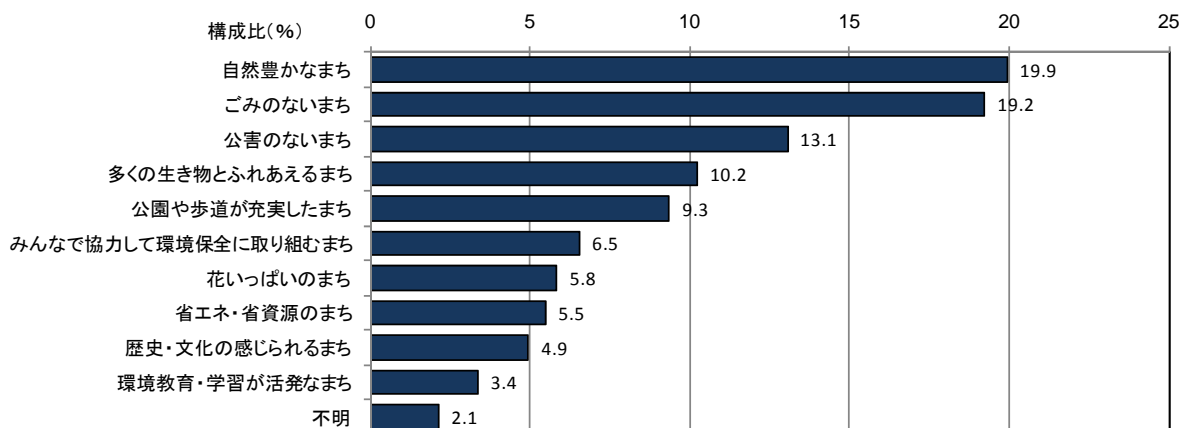
## ■ 関心のある環境問題



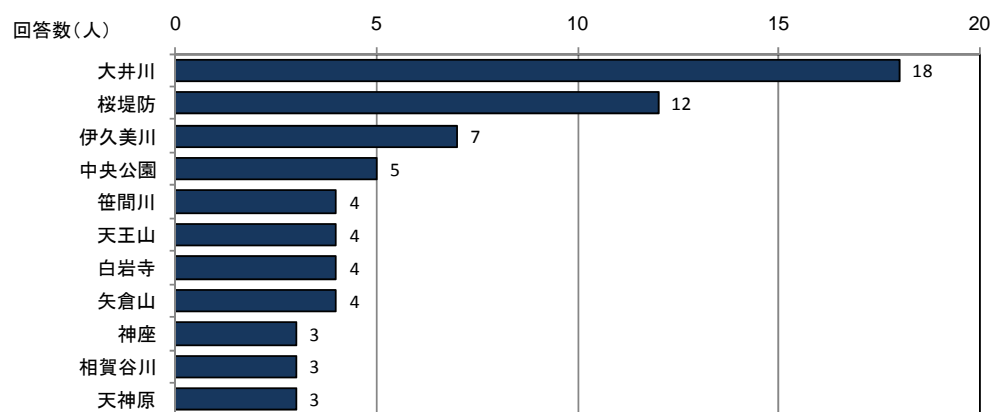
## ■ 環境に対する考え方



## ■ 10年後の島田市のあり方



### ■市内で気に入っている場所



## 資料6 用語解説

### あ行

#### ■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型7公害の1つになっている。

#### ■アース・キッズ事業

P48 参照

#### ■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、平成元年に大気汚染防止法に基づく特定粉じんに指定され、使用制限または禁止されるようになった。

#### ■アダプト・ロード・プログラム

アダプト (ADOPT) とは、英語で「養子にする」の意味。一定区間の道路を養子に見立て、地域住民や市民団体、企業などが里親となって美化活動を行い、行政がこれを支援するもの。

#### ■生け垣

生きた植物によってつくられた垣根のこと。樹木を列植して、刈り込んで形を整えたものが多い。塀などに比べると、物理的に強度は弱く維持管理に手間がかかるが、緑豊かな街並みの景観形成や地球温暖化防止、身近な動植物の生息・生育地として期待される。

#### ■雨水浸透ます

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備

#### ■雨水貯留槽

散水や防火用水などに利用するため、雨どいに接続して屋根に降った雨水を貯めるための容器のこと。

#### ■ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称

#### ■エコアクション 21 (EA21)

中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が策定し、財団法人地球環境戦略研究持続センターが平成 16 年 10 月から「エコアクション 21 認証・登録制度」を実施している。

#### ■エコツアー

自然や環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。地域住民の働き場が組み込まれていることなど、観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多い。

#### ■エコドライブ

P54 参照

#### ■エコファーマー

P19 参照

#### ■エコマーク

環境保全に役立つと認められている商品に付けられるマークで、平成元年から(財)日本環境協会が実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚などを図ることを目的としている。

#### ■塩素系有機溶剤

分子構造の中に塩素を含む化合物で、溶剤として用いられるものをいう。環境中に排出されると有害性が高いうえに分解されにくいいため、問題視される。

#### ■オゾン層

オゾン層は、成層圏の高度 20km~40km 付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することにより地球上の生物を守る働きをしている。現在、大気中に放出されたフロンやハロンなどによって成層圏のオゾン層が破壊され、太陽光による紫外線が地表に達する量が増大しており、皮膚がんや白内障など人への影響や生物の成育障害などを引き起こすことが懸念されている。

#### ■温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどは「温室効果ガス」と呼ばれる。地表から放射される赤外線を吸収するため、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

### か行

#### ■外来生物

もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に持ち込まれた動植物のこと。平成 17 年 6 月 1 日から外来生物法(特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律)が施行されている。

#### ■家庭版環境マネジメント事業

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの考え方を取り入れながら、家庭で環境にやさしい生活に取り組む事業のこと。

## ■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

## ■環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

## ■環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取組を長期的目標に掲げ、平成24年6月には第4次環境基本計画が閣議決定された。

## ■環境基本法

平成5年11月に施行された、我が国の環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や、都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民などの社会を構成するすべての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

## ■環境月間

6月の1ヶ月間。環境庁の主唱により、平成3年度に定められたもの。全国で様々な行事が行われている。

## ■環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

## ■環境保全協定

環境保全の1つの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定を指す。これらの協定は法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な環境保全対策の手段として広く利用されている。

## ■環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築するしくみをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、更にこの手順を繰り返すことによって取組を高めていこうとするもの。

## ■環境ラベル

P38 参照

## ■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部伐採すること。

## ■近隣騒音

P28 参照

## ■グリーンカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。緑のカーテンと呼ばれることもある。見た目が涼しげだけでなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

## ■グリーン購入

商品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

## ■グリーンマーク

財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別することができる。

## ■クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称

## ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒドなどの総称で、主成分はオゾンである。眼や気道の粘膜を刺激するなどの健康被害や植物の葉の組織破壊などを生じさせる。

## ■光化学オキシダント注意報・警報

P26 参照

## ■コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

## ■コミュニティプラント

地方自治体や民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利



用する合併処理浄化槽ともいえる。

## ■コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

## さ行

### ■再生可能エネルギー

P44 参照

### ■サタデーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習。市内小学校に通学する3年生から6年生を対象とし、土曜日（8月を除く）に実施される。

### ■サマーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習。市内小学校に通学する3年生から6年生を対象とし、8月の連続した3日間で実施される。

### ■サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。廃棄物の焼却熱は、回収した廃棄物を選別した後の残渣処理にも使われる。

### ■静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例（平成8年3月制定）の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された。平成23年3月には第3次計画が策定された。

### ■静岡県環境基本条例

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例で、平成8年4月から施行されている。

### ■自治体イニシャティブ・プログラム

自治体（市区町村）の呼びかけにより、域内でエコアクション21の認証・登録を目指す事業者を募り、地元のエコアクション21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション21に取り組むための普及プログラム。参加事業者は、地元のエコアクション21地域事務局が開催する講座を無料で受講することができ、審査人からエコアクション21の解説や具体的な取組のアドバイスを受けることができる。

### ■市民農園

住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいう。

### ■臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの

であり、採取した試料を無臭空気（または無臭水）で希釈し、においを感じなくなるまでの希釈倍率により指数を算出する。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

### ■重金属

比重4以上の金属（約60種）の総称。重金属類は、一般に体内に蓄積する傾向があり、程度の差はあるが有害なものが多い。水質汚濁法では、水銀、カドミウム、鉛、六価クロムなどが、大気汚染防止法では、鉛、カドミウムが規制対象となっている。

### ■集団回収

同じ地域に住む人々が、一定の時間と場所を決めて、古紙などの再生資源を大量に集めて回収業者に引き渡す回収方式。集団回収の中心となるのは、町内会、自治会、こども会、婦人会、PTAなどで、地域の事情に応じた運営がされている。

### ■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できない物は適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会をいう。

### ■省エネルギー法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で、昭和54年に制定された。工場・事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置などを講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業所のエネルギー管理のしくみや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めている。

### ■振動

工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

### ■水生生物調査

P24 参照

### ■生物多様性

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

### ■世界環境デー

6月5日。1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもの。

## ■騒音

「好ましくない音、ない方がよい音」の総称である。したがって騒音という特別な音がある訳ではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、①概して大きい音、②音色の不快感、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起こす音などが挙げられる。

# た行

## ■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の1つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

## ■多自然型工法

工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出を目指した工法のことをいう。「近自然型工法」ともいう。

## ■地球温暖化

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、21世紀末までに全地球平均気温が1.1～6.4℃上昇し、これに伴い海面が約18cm～59cm上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。国際的には、平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット（UNCED：環境と開発に関する国連会議）において署名され、平成6年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組み条約」を中心に地球温暖化防止対策が展開されている。

## ■地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画（事務事業編）であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。なお、第20条の3第3項に基づく、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画は「区域施策編」と呼ばれ、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。

## ■地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

## ■地中熱利用

地中の温度が15℃程度であることを利用して給湯や冷暖房、床暖房などに利用すること。

## ■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。クリーンエネルギー自動車と低燃費・低排出ガス認定車が含まれる。

## ■出前講座

市の職員が地域などに出向き、行政情報などを積極的に提供しながら市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりを共に考えるもの。

## ■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

# な行

## ■二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

## ■二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結び付いて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

## ■認定農業者

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

## ■ノーカーデー

特定の日にちや曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズ。自動車交通量の総量を規制する方策の1つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施される。

## ■野焼き

P23 参照

## ■ノンフロン製品

フロン類はオゾン層の破壊や温室効果ガスとして環境に大きな負荷を与えることから、フロン類を使わない製品の開発が進められている。最近ではアンモニアや二酸化炭素、水、炭化水素、空気などを冷媒として使用する技術や製品の開発が進んでおり、これらを総称してノンフロン製品と呼ぶ。

## は行

### ■バイオディーゼル燃料（BDF）

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃食用油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーの1つ。

### ■バイオマス・バイオマスエネルギー

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。木炭や薪（まき）などはこのバイオマスの一種

### ■ビोटープ

ドイツ語のBio（生物）とTope（空間、場所）を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。本来は、生物が生息する最小空間単位を意味していたが、最近では、都市やその他の地域の植動物が共生できる生息空間を保全・復元した場所として捉えられるようになった。

### ■不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

### ■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。工場の事業活動や自動車の走行などのほか、海塩粒子など自然現象によるものもある。

### ■ボランティア・サポート・プログラム

地域住民、市民団体、企業及び道路管理者が協力して行う道路の環境美化活動のこと。島田市では、国道1号バイパスのインターチェンジにおいて実施されている。

## ま行

### ■マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容どおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度

### ■メガソーラー

出力1メガワット（1,000キロワット）以上の大規模な太陽光発電、またはその施設。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

## や行

### ■有害化学物質

化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では、工業的に使われるものだけでも約10万種類の化学物質が流通している。

### ■有機塩素化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染や食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊などの環境破壊、生態影響が懸念される。そのため、PCBやトリクロロエチレンなどについては、環境基準が設定されており、水質汚濁防止法などにに基づき、製造や排出が規制されている。

### ■有収率

給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。具体的には、計画有収率＝計画1日平均有効有収水量÷計画1日平均給水量で表わされる式で算出される。

## ら行

### ■リサイクル率

ごみの総量（行政施設搬入量及び集団回収量）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のことをいう。具体的には「直接資源化量＋施設処理による資源化量＋集団回収量／（総ごみ処理量＋集団回収量）×100」で計算される値

### ■リバーフレンドシップ制度

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県「協働」事業の一環として、平成16年2月から施行されている。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、清掃や河川美化活動を行うことにより、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識向上や、身近な環境保護に関する意識啓発に繋げていくことを目的としている。

## 英数

### ■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

### ■CSR

「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取組内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけではなく、環境保全活動や地域貢献など幅広い。

▶資料編

■ISO14001

環境管理に関する国際規格の総称。シリーズ規格の内容は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメントなど、広範囲にわたっている。この中で中心となるのは ISO14001 で、環境マネジメントシステムの仕様について定めている。

■LED

P43 参照

■NPO

民間非営利団体の略称。広義には公益・学校・宗教・医療・福祉などの各法人や共同組織、ボランティアグループも含まれる。一般的には、正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体

■PRTR制度

P30 参照



## 第2次島田市環境基本計画

発行／平成25年3月 編集／島田市生活環境部環境課

〒427-0034 島田市伊太7番地

TEL 0547-36-7145 FAX 0547-34-5501

ホームページ <http://www.city.shimada.shizuoka.jp/>